平成26年第1回板倉町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年3月12日(水)午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

日程第 3 議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第 4 議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 5 議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○出席議員(12名)

1番	森	田	義	昭	君	2番	今	村	好	市	君	
3番	荒	井	英	世	君	4番	川野	,辺	達	也	君	
5番	延	山	宗	_	君	6番	小 森	谷	幸	雄	君	
7番	黒	野	_	郎	君	8番	市][[初	江	さん	
9番	青	木	秀	夫	君	10番	秋	山	豊	子	さん	
1番	荻	野	美	友	君	12番	野	中	嘉	之	君	

○欠席議員(なし)

1

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長	栗		原		実	君
教	7	育	長	鈴		木		優	君
総	務	課	長	中		里	重	義	君
企瓦	画財	政 課	長	小		嶋		栄	君
戸紅	籍 税	務課	長	長	谷][[健	_	君
環力	竟 水	道課	長	荻		野	恭	可	君
福	祉	課	長	小	野	田	博	基	君
健儿	東 介	護課	長	落		合		均	君
産	業 振	興課	長	山			秀	雄	君
都ī	†建	設 課	長	鈴		木		渡	君
会	計省	ぎ 理	者	荒		井	利	和	君
教 事	育 <i>勃</i>	を 員 局	会長	根		岸	_	仁	君
農事	業 茤 務	奏 員 局	会 長	山		П	秀	雄	君

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 小野田 吉 一

 庶務議事係長
 伊 藤 泰 年

 行政安全係長兼 議会事務局書記
 根 岸 光 男

 開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

〇一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日の会議は一般質問です。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告5番、小森谷幸雄君。

[6番(小森谷幸雄君)登壇]

○6番(小森谷幸雄君) 6番、小森谷でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

本日は協働のまちづくりということで、1本でご質問させていただきたいと思っております。共通認識ということで、一般的な議論を申し上げます。その後、質問を行いたいと思います。

当町におきましては、第1次中期事業推進計画の中で、第1編「総論」、第2章「時代の潮流と板倉町への影響」として、5節にわたって解説されております。第1節が地方分権社会の到来、第2節が協働時代の到来、その他、3、4、5節とあるわけですが、それぞれ環境保全の意識の高まり、あるいは自治体合併の取り組み、安全安心の高まり、こういったものを掲げております。そして当町の将来像を「みんなが安心して暮らせる町」のもと、基本目標を定め、それらを具現化するために事業実施計画を立案し、それぞれの分野において前向きに事業を推進しているという状況でございます。特に地方分権改革推進法が施行されて以来、地方分権、協働という考え方が定着し、自己決定、自己責任の名のもとに、各自治体は厳しい財政運営を強いられている。このような状況が現状であろうと思っております。地方分権時代の到来あるいは協働時代が、今後の政策運営のキーワードになると考えております。

昨日も各議員の一般質問の中で学校の再編問題、あるいは行政区の再編問題、地域のあり方が問われる質問がかなり出まして、議論されたところでございます。一つの協働の事業という考え方からいけば、先般2月9日に渡良瀬の野球場がリニューアルオープンしたという経緯もございます。行政と町民が一体となって一つの改善事例を行ったという一つの例かと思っております。行政当局はもちろん教育委員会、あるいは海洋センターの職員の方がみずから芝生を運び、芝生の張りつけ、そういったものを野球関係者、行政が一体となって行った一つの例も、協働の一つの事業という考え方からいけば、一つの参考事例になろうかと思っております。

私たち議会も、昨年先進地の視察ということで、常任委員会の合同視察研修会で宮城県の加美町、加える 美しい町、加美町を訪問して研修してまいりました。この加美町におかれましては、バッハホールで有名な 中新田町、小野田町、宮崎町の3町が平成15年、今から10年前になろうかと思いますが、北海道、東北で第 1号となる市町村合併を行い、美しさを加えるという形で名づけられ、誕生した町とのことでございます。 職員の中にもこの先進地、バッハホール等を見学された職員もおられるかと思いますが、そういった意味で は、東北の方面では合併を第一になし遂げた町ということでも紹介がされております。

特に加美町におきましては、平成25年度、現年度でございますけれども、協働のまちづくり推進課を新設

し、政策推進係、エネルギー推進係の2係を設置して協働事業を推進しており、課新設については、協働の まちづくり事業の推進に町長の思い入れの一端の姿勢を感じるかと思っております。

当町でも、昨年3月に協働事業の一環として、板倉町地域支援モデル事業補助要綱を創設し、住民と行政の協働によるまちづくりを普及促進する制度ができました。町民に対する広報活動については、昨年5月、「広報いたくら」や町のホームページで募集要項が掲載され、5団体が応募され、4団体の事業が採択された経緯がございます。引き続き26年度も、この事業募集の要綱が先般の全員協議会の席でも示されておりますので、今日の質問がそういった中で、多少なりとも参考になればということでの質問にもなろうかと思います。

加美町においては、町民提案型まちづくり事業推進に当たりさまざまな施策を講じております。年間を通して募集事業から始まり、公開プレゼンテーション、公開の事業報告会、あるいは町民活動講座、年5回のステップアップ講座の開設等、絶えずこの協働事業が、年間を通して町民の目線に触れるようになっております。その他、町民活動講座、あるいは年間5回のステップアップ講座、こういった形で事業そのものを募集して終わりということではなくて、1年を通して協働事業に対する町民への理解、そういったものがいろいろな施策を通じて理解、あるいは住民が参加すると、そういう仕組みがつくられていると思っております。当町でも補助金制度が2年目を迎えるわけでございますけれども、地域の住民、町民にとって、定着される方策も必要かと考えております。

当町でも、募集要項、ホームページには来年度、26年度の募集要項が既に公開されておりますが、去年よりも若干早目のスタートと思っております。ただ協働事業という観点から申し上げますと、先ほど加美町の例を挙げさせていただきましたが、年間を通してのPRの不足という部分は否めないと感じております。そういった背景を受けて質問させていただくわけですが、当町の支援事業の応募団体の審査についてお伺いしたいと思います。企財課長、お願い申し上げます。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 当町の地域支援モデル事業につきましては、まだ今年度が初年度ということで、本当にモデル的な事業として取り組んでおります。まず、今年度の採択の要件ですが、まずは地域課題を解決し、促進する地域の活性化につながるような事業という要件がございます。それと、公共性のある事業、町民の労力の提供のある事業、その他もろもろございます。そのような内容で、具体的にはその事業内容に公益性があるか、必要性があるか、実現性があるか、それと妥当性、創造性、継続・発展性、事業の効果ということで、そのような要件で採択の基準を設けています。

今年度につきましては、初年度ということもありますので、企画財政課で、その基準に沿った形で採択を 決定させていただいている状況です。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) 初年度ということもございますが、来年度、26年度の募集要項もインターネット上、ホームページ上で公開されているわけで、その中でやはりもう少し応募団体が応募しやすい環境を、ある面では整えるべきかなと考えられます。そういった中で、通常の書類審査という過程を踏まえるわけですが、加美町さんにおかれましては、やはりこれも啓蒙、普及活動の一環として公開プレゼンテーションを行

うと、ある意味ではその応募団体については、ある面つらい部分もあろうかなと思いますが、やはりこの協働事業そのものが大切な公金、税金を投入するということですので、そういった税金投入に当たって応募団体の理解も深めていただくと、そういった意味で公開プレゼンテーションを行うといった面がございます。当町では公開プレゼンテーションは行っておりませんが、今年度、来年度ですか、26年度はもう募集要項が決まっておりますが、導入できるかどうか判断に苦しむところでございまして、そういったものも今後の事業推進計画において入れられるものかどうか、いわゆる公開プレゼンテーション、この件について現在の段階で課長の考え方はいかがでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 公開プレゼンテーションにつきましては、一般の公開の場で提案内容等を確認しまして審査を実施するものであります。審査の手続上、公平性と透明性を確保できると考えております。さらに、現在公益活動を検討している団体、または既に地域の課題に取り組んでいる団体にも、大きな効果があると考えております。一定の普及、啓発という点でも効果は上がると考えております。しかしながら、やはり公開プレゼンテーションとなりますと、資料の作成や説明の準備、応募団体に大きな負担がかかると考えております。また、プレゼンテーションするとなりますと、一定のスキル、技術も必要になるということで、そのためにいい事業を考えておっても、公開プレゼンテーションがあるためにちゅうちょするような団体も出てくるのではないかと考えています。

今般の地域支援モデル事業は、3年間のモデルとしての事業であります。今回の3年間を見きわめまして、 今後公開プレゼンテーションの開催につきましても、検討してまいりたいと考えています。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) 3年間の時限立法的なものでございますね。加美町さんではこの公開プレゼンテーションでございますが、やはり現状ですと書類審査ということで、応募団体の書類上の考え方しか審査する側ではわからないわけです。公開プレゼンテーションによって、当然その提案者側は大変な、ある意味ではご苦労いただくわけですが、審査員とのやりとりの中で、いろいろその提案事業についての中身をお互いに認識し合える、あるいは改善点も、その提案事業そのものについてこうすべきであろうとか、いろいろアドバイスも受けられる。いわゆる相互交流がこの場を通して行われるという観点から公開プレゼンテーションを行っている。そういう、ある意味では大変さもあるのですが、提案事業者に対して、ある意味では行政側の思いやり、優しさ、いわゆるその提案事業を進める過程をアドバイスできる立場が、ある意味では行政側の役割と、そういう観点からやはり公開プレゼンテーションは、将来的にできれば考えて導入していただければと思いますが、もう一度ご答弁いただければありがたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 公開プレゼンテーションとなりますと、先ほどと同じような答弁になろうかと思うのですが、やはり審査員の方がいらっしゃいます。それと事務局、それとプレゼンテーションをする側の団体の方等がおります。また板倉町につきましては、またこの協働事業というのが、私はどものPR不足もあるのですが、まだいま一つ周知されていないという状況でございます。私どもとしましては、モデ

ル事業としての3年間の内容を見きわめて、今後公開プレゼンテーションは、前向きな対応をしたいと考えておりますが、3年間の実績を踏まえ検討してまいりたいという考えでございます。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) 公開プレゼンテーション、イコール審査という形になるわけですが、当町において審査の公開は当然されていないし、課長会議で審議決定されたものを町長に答申していく、そういう流れ、フローになっているかと思います。この審査について、ある意味では課長さん方の審査ということで、行政側の考え方が審査に反映される、当然のことでございますが、それをある意味、先ほど課長の答弁の中にありましたように、公正、公平さを出すために第三者委員会、加美町さんにおかれましては有識者会議というものを設置されて、その中で議論していく。そういった中で、加美町さんの場合ですと、提案事業者に事業そのものを、なるべく落選させるということではなくて、不手際な部分も含めて指導、アドバイスしながら提案、町民からご提案いただいた事業に対してはなるべく採用していこうと。審査そのものの中身の問題でございますが、ある意味では勇気を持って地域のためにということで、事業を提案してくる人たちの団体だと理解しているわけです。そういったものを行政側の判断だけで審査決定という部分では、将来的にも若干問題を残すであろうと思うわけでございます。

そういった中で、基本的に、でき得る可能な限り公平さを保つという意味で、その第三者委員会を、審査 委員会を立ち上げるというのも一苦労があろうかと思いますが、今後のこの協働事業を運営するという観点 から、こういったいわゆる審査制度の改善等も含めて、できればお考えをまとめていくことが大事なのかな と思いますが、その点に関しましてはいかがでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 第三者で構成する審査委員会の設置ということでございますが、今年度、26年度につきましては、今年度と若干審査の内容を変更してございます。今年度は直接私どもの担当課が受け付けし、うちで検討させていただきました。次年度はまず相談を企画財政課でしまして、その内容によって担当課にお渡しします。担当課、要するに道路関係であれば都市建設課とか。担当課に振り分けまして、その担当課と一緒に協働事業として一番できることは何であろう、一番効果が出る事業はどんな事業であろうということを、まず検討していただくことにしております。その後、課長職の会議において決定するという内容に変更しています。

学識経験者を集めました審査会を設けている市町村はかなり多くあります。先ほどと同じような答申になろうかと思うのですが、3年間のモデル事業でありますので、それらを踏まえて一つ一つ改善しながら、将来的にはこういった審査会を設ける必要もあるのではないかと考えておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) 学識経験者等で構成する審査委員会、今ですと、逆に行政目線という考え方から 審査が行われる。あるいはある意味で第三者の立場の人たちが参加する審査委員会ですと、逆の町民目線からその事業の妥当性の検討が図られると、いわゆる町民目線、行政目線、双方から一つのその事業に対して の見方、考え方等が当然審査の基準になってくるということで、できれば将来的な問題として、こういった ものをすぐ立ち上げるといってもなかなか難しい問題ですので、そういったところを将来的には設けて、公平さ、あるいは事業のその中身の問題を、先ほど申し上げましたように町民目線、あるいは行政目線、お互いのメリット部分をどう生かせるかということで、できれば設置していただきたいと思っています。

それから、加美町さんの場合、当町でもホームページの中で4団体の経過説明がされております。それで、事業が一過性の事業で終わる団体と、年間を通して事業を展開している団体等の事業がございます。そういった中で、担当部署によりますけれども、その事業展開を中間段階でお尋ねして、進捗状況、あるいは問題点、あるいは改善点、あるいは行政側でサポートをすべき点、そういったもろもろの対話、会話というのか、そういうものがなされていると思うのですが、ホームページ上では。そういった中で今後年間を通してやる事業等について、行政側のアドバイス等を計画的に取り入れると、そういうお考え方がありますでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 来年度につきましては、先ほど言ったように、各担当課と相談してもらいまして、その協働事業がよりよいものになると考えています。そういう点からしますと、事業の遂行内容によっては、途中での情報交換、もしくは指導、アドバイス等が当然あってしかるべきかなと思っておりますので、そういった点では次年度、若干改善されるのではないかと考えております。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) そういう中間点のチェックというと、ちょっと大げさになりますが、お互いに団体そのものも苦労している、あるいはやり方がわからない、あるいはどうしよう、こうしようの部分が出てくると思いますので、そういった意味で、金銭的な問題は別ですので、方法論の問題として、アドバイス等ができるその中間段階での各担当課によるというご説明ですが、ぜひそういったものについても、26年度応募団体があれば、そういった中で改善提案を行政側からもしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

先ほど入り口の部分で公開プレゼンテーションと、一つのハードルを設けるべきではないかと、いろいろな面でデメリット、メリットありますが。今後は締めの部分として事業報告会、これも公開の場で加美町さんの場合は行っている。公開の場で行うということは、その当団体については、その事業を広く町民に知らしめるという部分もあろうかと思いますが、あるいは次年度に参加したい団体、そういったものが参考のために聞きに来る。そういった意味で、いわゆる協働事業の普及、啓蒙にも一翼を担えると、そういったことを踏まえまして、公開プレゼンテーションと対比される公開の事業報告会、あるいはいろいろな団体がございますので、そういった部分に働きかけて、年1回でございますけれども、報告会を行って成果を発表する。あるいはその後意見交換会をするとか、いろいろな催し物が一つのこの事業を通して行えるという考え方もあろうかと思うのですが、この件に関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

〇企画財政課長(小嶋 栄君) 協働事業は、住民の自由な発想のもとに事業は実施されます。協働の形態 もさまざまであると思っております。そのために実施しました活動につきましては、説明責任という点、そ の後の波及効果という点、事業実施後の実施報告は大変重要であると考えておりまして、本町でもホームペ ージにその実積報告を掲載している状況でございます。

公開事業報告会では、実施団体と行政との自己評価や相互評価、振り返りなどが報告されたりもします。 住民にとっては、行政との協働でどのような事業が実施されているか、住みよいまちづくりがどのように進 んでいるかなどが発表され、確認される絶好の機会であると考えております。しかしながら、先ほどと同様 な答弁になるかと思いますけれども、公開プレゼンテーションと同様に、実施する団体にとっては大変な負 担になると考えますので、公開プレゼンテーションと同様に3年間の実績を踏まえて今後検討していきたい と考えております。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) お互いにその仕組みづくりをしていくということで、なかなか協働事業ということで、行政側、あるいは応募団体側とのすり合わせの部分でいろいろ課題があろうかと思いますが、加美町さんの場合には、冒頭申し上げましたように町長の思い入れがあって、10周年を記念して我が町をどうしようかと、そういう中で協働事業を一つの重要な政策課題として取り上げると、そういった意味で、25年度、本年度ですけれども、4月にそういった課を新設することが全てではないのですが、町の取り組む姿勢として協働事業というものをどうすると、そういった強い意思のもとで多分スタートしているであろうと思われます。

そういった中で、先ほど応募から公開プレゼンテーション、中間の管理、あるいは最終的なその公開の場での発表会、こういった一連の流れをある意味ではシステム化するため、あるいは町民にも理解していただくため、そういった観点から、町民に対しての基礎的な部分の啓蒙活動を行っているわけです。当町の場合は、今年が初年度ということで体制が整わない中で、多分スタートされた経緯もあろうかと思いますが、こういった一連の協働事業、同時並行で加美町さんの場合は進んでいるという認識を私は持っています。基礎的な部分をどう底上げして、町民の方に協働事業そのものをご理解いただくかということで、町民活動の基礎講座、こういったものを大々的に開いております。これは一つの協働事業に対する町の姿勢、あるいは協働事業とは何ぞやと、そういったもろもろの課題から含めて、全般にわたって町民基礎講座というものを開設されております。

それを受けまして、基本的にはスタートアップ講座、こういったものも開設されております。これは年5回ほど行っております。第1回目、第2回目、第3回目、第4回目、第5回目と。この町民基礎講座とステップアップ講座でございますが、これは外部講師、NPO法人の仙台の方らしく、東北地方ではかなり有名な方らしいのですが、大久保さんという方が指導されているということで、基本的にはその方と宮城大学さん、こういったものが連携して加美町の協働事業をどうすべきだろうと、ではこういうステップでいきましょう、こういう方法があるだろうということで、いきなり応募団体を募集して、さあやれということではなくて、そういう基礎的な部分をきちんと積み上げながら、同時並行的に加美町さんの場合は協働事業そのものの事業も募集されていると。

ですから、当町においても、3年間の試行錯誤という期間ではございますが、協働事業そのものもまだ余り理解できていないという部分もあろうかと思いますし、そんなに難しく考えなくてもできる事業なのかもしれないし、そういった町民向けに対しての基本的な、教養講座的なものでしょう、多分、そんなに難しくないと思うのですが。

第1回目ですと、市民活動の基本と役割、第2回目が、「百聞は一見に如かず」で、市民活動の実際を見て回る。ワークショップ、先ほど公開プレゼンテーション、あるいは事業報告会、公開の場でというようなものがありましたが、地域の課題を解決するための計画立案、第4回目がワークショップですが、計画を実現するための人や資金の集め方、第5回目が計画、提案、発表及びアドバイスと、こういった一連の基礎講座を開設して、応募団体が、応募した事業がスムーズにいくように、いろいろ行政側がこの部分ではアドバイスされている。あるいはいろいろな基礎力をアップするため、あるいは知識を広めていただくための行政サイドのバックアップ体制が整っていると思います。

そういった点で、我が町の場合、試行錯誤ということで片づけてしまえばそれまでなのですが、やはり一つの事業を展開するに当たって、いろいろ内部的な議論を含めて、もう少し町民サイドに親切というのか、計画しやすさ、あるいはこういうものですよ、ああいうものですよと、そういう的確なアドバイスもあわせて行えれば、私はそんなに冒頭申し上げたような審査とか、公開プレゼンテーションでございますか、あるいは事業報告会、いろいろ技術、そういったスキルも学習しながら展開できるということで、要項を設けました、さあ応募してください、さあ10万円を出しますよということだけではなくて、お互いが年間を通しているいろこの協働事業というものを理解できると、そういうスタンスに立てるのではないのかなと思います。そういった点で、外部講師を呼ぶ、呼ばないは別として、そういった機会をどう提供していくかということで、現段階での町側の考え方をお尋ねしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 協働のまちづくりを進めるには、やはり自分たちの町は自分たちでつくるという強い気持ち、またどうしたら住みよくなるかという自分たちの考えのもとに実施することになります。そういう点から町や地域が抱える課題や協働事業の姿など、より多くの情報を得たいと思っている方も多くいると思っております。協働事業の意識の醸成や人材の育成は、協働事業を進めるに当たって、基本、基盤となります。町民活動の基礎知識をつけるためにも、そういった機会は必要であろう、設けるべきであろうとの考え方でおります。生涯学習という点でもその一つだと思いますし、先ほど議員がおっしゃいます講座というよりかワークショップ、皆さんで考えるというような内容の講座になるかと思うのですが、そのような内容で実施すべきと考えております。

ただ、私ども、町民の皆様もまだ協働事業についての意識がなかなか生まれてこない、逆に私ども行政側もその辺の対応がまだいまいちできていないという状況もあります。そのような観点から、先ほどと同様な答弁になるかと思いますが、今現在まだ2年目ですので、3年間の実績を踏まえて、先ほど来議員おっしゃっております公開プレゼンテーション、実績報告会、審査委員会、そのようなものも含めまして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) 協働事業、叫ばれてはいるけれども、実施ベースで考えるとなかなか難しい部分 もたくさんあろうかと思いますし、全国の自治体を見ても、この協働ということでいろいろ取り組まれてい る自治体もたくさんあろうかと思います。そういった中で加美町さんの場合ですと、ある意味では進んでいる自治体なのかなと、まだまだこれさえ取り組んでいない自治体もたくさんございます。そういった中でせ

っかく取り組まれて、今後の大きな重要政策の一環として位置づけられるであろうと私は思っておりますので、そういった意味で前向きな形でぜひご検討いただきたいと思っております。

そして、この協働事業を進めるに当たって、加美町さんの場合も協働事業そのものが進んでいる傾向はあるのですが、その基本となるまちづくり基本条例、自治体によっては自治基本条例、こういったものもあわせて推進していますと、当然この協働事業にかかわることについては、町民、議会、町の三者がどういう形でそれぞれの役割を担った中で活動、行動をするかということが大前提となりますし、それぞれの持つ組織の役割、そういったものも問われるわけでございます。

前、この協働事業の一般質問をさせていただいたときに、自治基本条例、あるいはまちづくり基本条例で もよろしいかと思いますが、条例制定に向けて当時の企財課長さんと町長は、前向きに検討したいと答弁さ れておりますが、現状ではいかがでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

〇企画財政課長(小嶋 栄君) まちづくり基本条例の関係でございますが、先ほど議員おっしゃるとおり、 平成12年に地方分権一括法が制定されまして、地域の集中改革の推進、進展により、国から地方への権限や 財源が委譲がされております。地方では自己決定とか自己責任に基づきました自治体運営が求められている ということでございます。そういった状況の中で、全国でも250を超える市町村で、このまちづくり基本条 例と言われるものが制定されており、住民自治の拡充が図られておるところでございます。

このまちづくり基本条例につきましては、自治体の基本的なルールを制定するということでありますので、住民と行政等のそれぞれの役割と責任、もしくは情報公開、計画審議会等への住民参加、または住民投票など自治運営の基本となるようなものが、内容的には制定されておるところでございます。ただ、この自治基本条例、まちづくり基本条例につきましては、大変重要な条例であると考えております。前にも前向きな制定という答弁があったようですが、この条例につきましては、十分な検討と議論が必要になると考えておりますので、現時点では近隣市町の制定状況等も踏まえまして、慎重に対応したいと考えています。

- 〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。
- ○6番(小森谷幸雄君) 町長、一言ご答弁をお願いします。
- 〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) さっきからずっと議論を聞いておりまして、私の考えていることとちょっと違うのです。それはそれとして、私は条例や文書を、議会基本条例も同じですが、いわゆるモデルケースを数字に、あるいは文字にあらわして、それよりもまずやることから、そんなことをやる前にやれることをどんどんやるべきだという、極端に言うとそういう論者です。例えば協働のまちづくりがなぜ叫ばれてくるようになったかというと、民主的な、あるいはこの経済成長がなされていなかったときは協働のまちづくりがあったのです。例えば学校を見ても、学校の校庭に砂利、砂を運んできたり、みんな勤労奉仕でやったわけです。あるいは行政区においても道普請をみずからやり、逆にこの社会が成熟してきて、本来であればそれがあわせて成熟するわけですけれども、逆にその面はその後後退してきたということが現実かと思っています。

もっとはっきり言えば、住民と行政の姿勢は、住民側は税金を払うものは払っているのだから全てやれと、

行政の責任だという議論が極端に言うとあると思うのです。わけのわからない人は、払うものは払っているのだから全部、これもやっていないではないか、あれもやっていないではないかと行政を追及すると。それが年々多種多様になってきて、やれることは行政も税金の範囲内ではやるのですが、それではどうしても満足できない種々雑多な問題があるわけです、現実に。それは住民もわかっているけれども、お金の関係でやれないから苦情が出てくると、こういうことです。

その流れの中で、やはり100%満足はさせられない、80だけども、残りの20は皆さんの手をかりないと、 自分たちのエリアはよくなりませんよというようなことも含めて、協働の必要性を強くここに来て叫ばれて いるのだろうと思っています。

そういう意味では、先ほどから今回の事業の関係について、まだ我が町と加美町がどれだけ、私は研修していませんから、議員がやってきたものの資料をもらって目を通しているだけですが、果たして加美町がどれだけきれいな文言をつくってきたか、実態はどうかということは私は確認しておりません。多分文書ほどはいっていないと思っております。したがって、我が町もそういう必要性から、例えば行政に道をつくれと言って、行政は仕組み上、道をつくれば側溝をつくります。側溝は要らないと言ってくれるところもあります、ありがたいです。だけれども、道をつくれば側溝を必ずつくれという、農道に側溝までつくって、その側溝は二、三年たつと砂で埋まって、泥で埋まって、その辺は草ぼうぼう。

そういった細かいところを全部これから先行政に求めるのかということを考えたときに、やはり協働の力が必要であるという面で、当面、住民の皆さんに力をかりないとできないものは、例えばこういう具体的に、モデル的にこういうものがありますよということから出発し、町が求めているもの、あるいは住民が求めている中でも、こういうものであれば、その形に当てはまりますよというようなことも含めて、モデルケースで3年間ほどやってみて、それで総合的に判断をしながら、その後今言った法の整備とか、助っ人の整備とか、審査だ、検査だ、発表だ、整理だということは、私はその後でもよろしいかなと。初めからきれいなものをつくって、それに逆に当てはめていくことこそ、むしろ危険であると考えております。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) その辺は町長と私の意見を異にするところでございますが、協働事業がいろいろな多方面から検討されて進むことはよろしいことなのかなという部分では一致していると理解しております。

次に、移らせていただきますが、時間の関係でちょっと急ぎます、申しわけございません。ふるさと納税制度、これもある意味では協働事業の一つなのかなと考えられます。当町でも2008年、町長の強い決意でスタートして5年を迎えていると。少なからず定着している感じがいたします。昨今これがマスコミ、あるいは新聞等でいろいろな形で報道されて、若干過熱気味の部分もあろうかなと思いますが、せっかくのこういったふるさと納税制度が当町でも導入されて、先ほど申し上げましたようにいろいろな部分で貢献されていると思っております。

当町のホームページでございますが、ふるさと納税をクリックしますと、基本的にふるさと納税制度のところへ行くわけです。そういった中で全部見たわけではございませんので、一概には申し上げられませんが、このふるさと納税制度をぜひ我が町にという期待感があるのでしょう、当町は文字だけでございますが、自治体によっては自慢の風景、あるいは自慢の郷土料理とか、いろいろな部分を含めてイラスト入りでホーム

ページを飾っているというと、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、興味を引かせるような納税制度、そういった点でぜひ我が町にというようなPRされているという傾向が非常に強いわけでございます。

最近このインターネットサイトでちょっと調べましたら、トラストバンクというのがありまして、ふるさとチョイスというのを提供しておりまして、これの創始者は伊勢崎の女性の方らしいのですが、かなりここに投稿される例が非常に多いという形でございます。そこを利用するかしないかは別として、県内でも昨今上毛新聞さんで取り上げられておりまして、中之条町さん、本当かなと思うのですが、6,500万円、富岡市876万円、こういう金額が寄せられたという報道がなされております。先ほど、後段には若干趣旨がおかしいのではないかという論説もあるのですが、基本的にはいろいろテレビでも最近報道されておりまして、いろいろなものがもらえるよと。

このふるさと納税制度は、当然のことながらどの自治体にも寄附ができるという制度でございまして、お礼合戦というと、これまた言い過ぎかもしれませんが、当町の場合ですと、2万円を超えるとコシヒカリ3キロ、あるいは季楽里の商品券2,000円だったか、それを提供しますということです。全くサービスされていない自治体がございます。中之条町さんですと、これはいいかどうかは別です、一つの例として挙がっていますので申し上げますが、100万円を寄附しますと1日町長さんを委嘱する、こういう一つの例です。富岡市の場合は、世界遺産登録の目的がございますので、そういったものを基金的に設置して、そこへお金をいただくということで、当初は300万円目標ということであったのですが、876万円が1月現在で応募されていると。

当町の場合ですと、指定寄附以外のものについては、冒頭申し上げました中期事業推進計画の1から10、指定寄附以外のもの、それぞれに使い道を設けますよということで、ちょっと定かでない部分がございます。 どんな形で使われているのかなという部分が、寄附した側から見ると、知りたいのかなという部分もありますが、その件については後ほど質問させていただきます。

寄附金額を見ますと、私直接課長から聞いていないので、ホームページ上でございますが、21年度で80万円、22年度で51万円、23年度で69万円、24年度で92万円、25年度は何か特殊な寄附があったのかどうかちょっとわかりませんが、370万円ほどというような形になっております。そこで、質問という形になりますが、当町ではこの寄附をされた方に、先ほど2万円以上の方についてはコシヒカリ云々等で申し上げたのですが、一般的な寄附、ふるさと納税をしていただいた方に対してどんな形でお礼の品が行くかどうかは別として。メッセージが届くのか、観光パンフが行くのか、そういった意味でのやりとりはどんな形になっておりますでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 本町のふるさと納税寄附につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、 2万円以上の寄附をされた寄附者に対しまして、コシヒカリのお米3キロを贈呈させていただきます。また、 農産物、季楽里の商品券を2,000円、いずれかを贈呈させていただいているというような状況でございます。 また、先ほど中之条の話がありましたが、先ほど100万円という話があったのですが、その前に中之条さん は非常に手厚い記念品を贈っているようでありまして、5,000円を超えた寄附金をされた方に対しては、中 之条にあります宿泊施設での利用券、寄附額の半額を贈っていると、そのほかに町の特産品を贈っていると いうような手厚い、かなりそういった記念品を贈っているような状況でございます。中之条さんには四万温泉というような大きな温泉場がありますので、そういった点から、全国から相当の寄附が集まっているのではないかという感じは受けます。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○6番(小森谷幸雄君) お礼の品差し上げ合戦を別に私はやれということで申し上げているつもりはさらさらないのですが、せっかく寄附いただいたお金を有効に使うということが、行政側の役割という部分のお仕事になろうかなと思いますので、お尋ねさせていただいたわけでございます。中之条さん、あるいは各自治体でいろいろやっておりますが、いわゆる名産品を贈るというような傾向が非常に強いわけでございます。そういったものをどう育成、育てていくかというようなことも一つの産業の育成につながるのかなということでお尋ねしたわけでございます。ですから、町も損得を度外視して全部返せという論理を私は展開するつもりはありませんので、よろしくお願いしたいと思っております。

そういった中で、一つの例として申し上げますが、当町も年々寄附額が多くなってきているということで、なかなかホームページ上で公開するとかしないとか云々は別として、使途、使い方が明確になったほうがいいのかなということでのご提案でございます。当町にとっては観光資源の開発ということで、新年度の重要施策として13項目の中に、平地観光は難しいのだよとは言いながらも、平地観光と活性化に要する予算ということで重点施策の一つに上げられております。

そういった中で、ずっと言われておるわけですが、重要文化的景観とか、あるいはラムサール条約に湿地登録された遊水地、こういったものの利活用をどうすべきだと、もっと町は真剣にやれというようなアドバイスもあるわけです。地元住民にとっては見なれた風景、住みなれた風景、そういった中でなかなか観光資源として開発は難しいという議論もされております。その中で特に重要文化的景観を一つの例として挙げた場合に、谷田川の水郷公園が従来から、いろいろな学者等も含めていろいろ検討した結果、重要文化的景観の要素の中でポテンシャルが一番高いと、そういった結論もいただいて、教育委員会さんと議論した経緯もございますが、産業振興課も当然かかわっているわけでございます。そういった経過を踏まえた中で、全庁的に取り組まないといかんなというようなご答弁等も多々あったかと思いますけれども、なかなか難しさもあって取り組めない状況かと思います。

そういった点で谷田川公園、県から移管されて町の管理になっております。先般ものぞいてきましたが、冬枯れの景色ですからそんなによくはないのですが、当町のホームページを見てみますと、3月、2月までか、雪景色で沈下橋が多分トップタイトルに入っていたのかなと思っております。3月1日にリニューアルされたと思うのですが、今度は重要文化的景観という文字の背景に桜の咲いている光景が現在載っているわけです。いろいろ観光資源の案内の中で重要文化景観とか、遊水地のラムサール条約湿地登録のその重要文化的景観と遊水地が写真で載っているわけですが、先ほど冒頭申し上げましたように、なかなか観光としては難しいという側面がある中で、一時町長のお考えもあって、アジサイを植えようではないかという計画もあったのですが、そういった中で協働事業という考え方の中でいったときに、ふるさと納税を水郷公園の維持管理の基金に充てて、植栽すると、一つの例です。そういった中でアジサイでも何でもいいのですけれども、一つの計画の中でそういったもの、目標300万円でも500万円でもいいのですが、あるいは年間集まった金額、指定寄附金以外のものをそういった形の目的基金化して、それで納税者の方にご案内してボランティ

ア、あるいは行政サイドで植栽を行うと、その経緯、進捗状況等をホームページで展開することによって、ある意味では町外の人口、いわゆる交流人口が増えるのかなと。年々その景色が変わっていく姿をホームページ上でやっていけば、やり方でしょうけれども、ある意味では有効活用できるのかなと。ふるさと納税の制度をある程度目的化した中で、その使途も明確にして、こういった形で皆さんからいただいた寄附金は使われていますよと、その具現化されたものが、例えばアジサイ公園になるものであれば、それはそれとしてお互いに理解できる目的と使い道が明確になると、そういったことで考えてみてはいかがなのかなと思っております。

先ほど当町では2万円以上の場合にはコシヒカリ3キロ、あるいは季楽里の商品券2,000円というようなことがございます。先ほど納税者は当然当町に関心を持たれているわけでございますので、皆さんお笑いになるかもしれませんが、例えばラムサール登録の遊水地をガイドつきでご案内するとか、あるいは揚舟乗船と重要文化的景観のウオーキングでもサイクリングでも、これもさあっと行ったってわからないので、ガイドつきでやるとか。これはまたちょっと夢の夢なのかもしれませんが、例えば除川の土手の向こう側に日本グライダークラブが、これが、リスクがあるからどうのこうのという議論が当然出てくるかもしれませんが、ご寄附いただいて、ある以上の方、上空から遊水地、いわゆるラムサール条約に登録された遊水地を上空から見ると。可能かどうかわかりませんが、町民に対して、あるいは外部の寄附者に対していろいろなご提案ができるであろうと、そういったものも含めて、職員でも観光に関して町長の施政方針演説の中でも若手職員、あるいは商工会と連携しながら、知恵を出し合いながら頑張っていきたいという旨のご説明があったわけでございますが、職員の中からいろいろそういったものについての提案等もいただいた中で、活性化を図ることも重要な一つになろうかなと思っております。ちょっと長くなりまして申しわけございません。課長からご答弁いただいて終わりにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) ただいまのさまざまな提案というか、それは非常に一考に値するということで、早速きっと可能かどうかも含め検討はさせていただきます。

そもそもが我が町のふるさと納税、町を思ってふるさとをよくしようという、私、案外正統派ですから、純粋にありがたいご寄附なされる方をそれなりに優遇したいなということですが、残念ながら町外から寄附されているのは私のせがれ1人ぐらいです。そういうことも含めて、あとはこの現状は、ほとんどが町外から通勤、居住する職員と、町内の職員の方と比較すると、いろいろな面で迷惑をかけているかもしれないということも含めみずから、それも税額が増額するわけではないですから、分けて納税をするというその手間を、実質目減りはしないけれども、例えば館林に住んでいる職員が板倉へ2万円分納してくれると、それに対してという形が現実には圧倒的に99%であります。いわゆる町を思って町外の職員でハンデがあるからということで、そんな面でカバーをしたいということになっているのでしょう。それは本来ふるさと納税とは私は思っていません。板倉町を、例えば群馬県人会の中の板倉町人会等もありますが、東京で出世されて、そういった方がふるさとを本当に思って、だからそこへぼんぼん送れと言っているのです、その案内状を。ということも含め、そういうことの一助にいろいろなものを組み合わせてやることが、今板倉町のホームページは非常に、充実せよとは言っているのですが、寂しいのでございまして、そういうことであります。

ちなみに、先ほど中之条の関係の話が出ましたが、ある市町村はもっともっと町内の企業からお返し品をただで集めて、5,000円寄附してくれれば5,000円分贈りますというようなところもあります。私もこの間テレビでもやっていまして、からくりがどこにあるのかなという感じはするのですが、それはその町の条件によって、我が町でお返し品をただで提供してくれる企業もありませんし、当たってもみませんが。

そういうことも含めていろいろな形を役場も模索はしております。水郷公園の関係、あるいは重要文化的の関係、ラムサールの関係等についても、一応は真剣にやっているのです。やっているのですけれども、町民の皆さんから見ると足らないと、結果が出ないということは、もう理屈抜きですからですが、非常にそういう意味でさらに頑張ってまいりたいと、先ほどの提案も前向きに受けとめます。

それから一言だけ、文化的景観は水郷公園全体を指していますが、基本的には重要文化的景観の中のものは柳山でありまして、こちらの水郷公園は魚の釣り場です。それを充実させたいと思っております。

- 〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。
- ○6番(小森谷幸雄君) いろいろご提案申し上げまして、検討すべき、あるいは否かは行政当局でいろい ろな角度からご検討いただいて、ぜひ前向きに解決策を出していただくようにお願いしまして終わりにしま す。ありがとうございました。
- ○議長(野中嘉之君) 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開します。

休憩 (午前10時03分)

再 開 (午前10時15分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、今村好市君。

[2番(今村好市君)登壇]

○2番(今村好市君) それでは、一般質問を行いたいと思います。

私からは通告しております26年度の町の事業、特に重点事業、もしくは新規事業を中心に一昨日の施政方 針演説にもありましたが、その中の幾つかについて具体的に質問させていただいて、今年度予算が53億 3,200万円と今回の定例議会に提案された町の予算、この53億円を使って、板倉町が1年間どういう形で町 民福祉、もしくは町民サービス、町民の住環境の整備、そういうものに有効的に効率的に予算を執行してい くかということを町民に広く知っていただいて、さっきの協働のまちづくりではありませんが、町民参加の まちづくりを進めていくには、具体的な情報をしっかり町民に伝えていくということが、重要なことかなと 思いますので、ぜひもう重点事業、新規事業については十分町当局においても議論された上で載せてあると 思いますので、具体的な明快な答弁がいただければ大変ありがたいと、項目が非常に多いので、早速質問に 入りたいと思います。

まず最初に、防災力強化に関する事業ということで、施政方針演説の中で私が前から提案しております防災力、防災については、行政の役割として大きく2つあるのかなと思っております。その一つが避難場所の

整備、これを地域や個人が避難場所を整備するわけになかなかいきませんので、これはやはり行政の役割かなと思います。それと、もう一点は、的確な情報をいかに正確に住民に伝達するか、いわゆる防災情報の伝達の仕組み、この2つが大きく行政が担う役割かなと思います。そういう中で施政方針の中に、今年度事業といたしまして、利根川、もしくは下五箇と言いましたから、多分谷田川だと思うのですが、そこの堤防強化と同時に防災ステーションを整備するという話がありましたが、その防災ステーションの整備に関して、具体的にどのようなやり方で、町についてはどういう役割を持って、予算についてはどういう形で執行していくのか、また場所についてはどの辺を協議、調整しているのか、まず答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 中里総務課長。

[総務課長(中里重義君)登壇]

○総務課長(中里重義君) お答えいたします。

まず、利根川の関係でございますけれども、こちらにつきましては、場所的にはおおむね飯野地先あたりで進めることになろうかと思っております。現在利根川上流河川事務所と協議を進めておりまして、具体的なやり方としますと、整備に必要な用地の取得については、地元板倉町で取得してほしいと、その後国土交通省、利根川上流河川事務所が、いわゆる腹づけ工事といいますか、を施工して、堤防天端を拡幅する形で避難場所を整備をするという方向でございます。ただ、申し上げておきますが、具体的な場所については現在検討中でございます。議員も飯野地先等の地形についてはご承知かと思いますが、用水路等堤防が近接して走っておりましたので、その辺でいろいろ現在場所については、利根川上流河川事務所とも協議を進めているという状況でございまして、具体的な場所の決定については、まだ少々時間がかかるかなというような状況でございます。

それから、下五箇、谷田川の関係でございますが、これにつきましては、当初県の県土整備部、それから 危機管理室等とも調整してきておりますけれども、この下五箇、谷田川の堤防沿線になっていると思います けれども、これについてはまだ具体的にこの場所というところまでは至っておりません。おおむね354号の バイパス等も入ってきますから、その辺に絡めた場所を想定していくことになろうかなと思っております。 国土交通省との協議ほどまだ進捗していないという状況です。というのは、用地の取得と、それから施工の 方法についても、土木事務所とも協議も数回しておりますけれども、まだまだ要検討だという状況でござい ます。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○2番(今村好市君) 重点施策の割には、まだ先がよく見えないという部分があるのですが、まあ、いいです。いずれにしても、利根川堤防については今国土交通省が腹づけ工事をやっております。あれでかなりの部分については堤防強化が進むのかなと、それと利根川を、恐らく見ていただければわかるのですが、飯野地先で大きくカーブしているところがあるのです。そういうところについては危険箇所として国土交通省も恐らく承知をしていると思いますので、堤防強化とあわせて防災の避難場所をつくるということですので、弱い場所を補強するという形で、場所の選定についてはぜひ町としても考えていただきたい。谷田川については、せっかく354号の工事が並行して進みますので、事業費の軽減もしくは用地も含めて、あとは将来その避難場所を使う道路形態の整備からして、一緒にその周辺に整備することが、私は理想だと思いますので、1年かけてきちんとその辺の方向性を出して、一日も早く整備ができるようにお願いしたいと思います。

次に、大きな町の課題として情報伝達方法、これはずっと議論されてきたことなのですが、なかなかお金もかかるし、こういう情報機器については日進月歩の部分がありますから、様子を見ながらという答弁がずっと続けられてきておりますが、もうぼちぼち町も腹を決めて踏ん切る時期かなと思います。国の地方財政計画を見せていただいたら、防災に関する事項が非常に多く載っておりますので、国も、国を上げて防災については検討している状況でありますので、一つ提案しておきたいのですが、防災無線については非常にお金がかかるという部分もありますので、防災ラジオ、議会でも研修してきたのですが、最近では長岡市とかいろいろなところでFM局を使った防災ラジオ、これについては非常に投資する額も余り多くなくてもできるのかなと。それと防災ラジオについては、スイッチを切っておいても、緊急時については自動的にスイッチが入って防災情報が入ると、やはり防災の場合には有線で情報を流すというのは、非常に限界が出てきます。停電だとか線が遮断されたとかという場合には、もう機能しなくなってしまいますので、やはり何らかの形で無線できちんと知らせるというのが大事だと思います。

町だけでなかなか難しいということになれば、広域で考える必要もあるのかなと、例えば館林、明和、板 倉については、同じような防災情報が当然出てくる可能性が非常に高い地域でありますので、館林、板倉、 明和で無線局を一つ立ち上げて、防災ラジオを各世帯に配置をするということもぜひ検討してもらいたいと 思いますが、総務課長、見解をお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 中里総務課長。

「総務課長(中里重義君) 登壇]

○総務課長(中里重義君) お答えいたします。

これまで防災無線の関係についても、館林、板倉、明和、それから千代田と、その館林邑楽郡内の防災担当者の会議等でいろいろ議論してきておったところでございまして、そういった経過については議員もある程度ご承知かと思います。そういう中で費用負担が莫大になるということでなかなか進まなかったと、おっしゃるとおりでありますが、最近の上毛新聞の紙面で、群馬県内のあるメーカーが防災ラジオを開発したと、価格的に比較的安価だなというような感じがいたしました。そういったところで、今後そういう防災ラジオ等の導入については、検討する価値があるのかなと考えております。ただ、広域でのいわゆるFM局等の設置については、館林とか明和町等と協議が必要になるものでありますので、今後何らかの機会にはそういったことでの投げかけをしていってみたいなと考えております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) ぜひ単独の町ではお金がかかり過ぎてしまうということもありますので、広域でやれるものについては、合併はいずれにしても、広域行政で取り組むことのほうがお互いいいわけですので、ぜひ積極的に進めていただければと思います。

それともう一点、先ほどの避難場所のことなのですが、町うちで一時避難については近いところがいいのですが、特に水害等については、車で早目に避難するということもありますので、ぜひ前にも提案をしていたのですが、防災協定、やはり自治体間で防災協定を結んでいただいて、もしものときにはお互い受け入れましょうということをぜひやってほしいという提案もしておきました。特にこの近辺だと、栃木市とか足利市だとか、太田市あたりだと、水害の場合は高台が多いものですから、向こうについては非常に安全性があ

ると、距離についても非常に近い距離にありますので、ぜひそういうところと避難場所の協定等も含めてやっておいていただくことが町民が安心して避難ができるのかなと。県境の地域でありますから、特にそういう配慮も、お互い自治体間として考えていく必要があると思いますので、ぜひその辺は進めてもらいたい、これは一つの要望です。

それと、明和町は民間企業も含めて、いざというときに食料の提供だとか、いろいろな形で企業、もしくは自治体と22協定を結んでいるという情報があります。板倉町はどれくらいの民間企業等と協定を結んでいるのかわかりませんが、いざというときにそういう企業との連携をしっかりして、この間の雪においても、コンビニにおにぎりがなくなってしまう、あれがなくなってしまうという、そういう状況にありますので、ぜひ外食産業等の企業と協定を結んでいただいて、いざというときには町民がしっかりと生き残れるという体制を、個人個人ではなくて行政単位でやっていただきたいと思います。

それと、もう一点、防災計画の見直し、これは雪の被害で、この地域では何百年に1回、百年に1回というような大雪があったわけですが、やはりこれも一つの災害でありますので、雪に対する備えについては全くこの地域は無防備であります。そういうことで県も恐らく雪に対する防災の備えについては、防災計画の中にしっかりこれからうたってくると思いますので、町においても防災計画の中にきちんと位置づけをして、町民に対して事前に雪に対する備えをしっかりやっていただければ、場合によっては今回の農業ハウス被害みたいな、あんな大きな被害にならなくても、何らかの措置をすることによって救われる部分もあったのかなと思っておりますので、ぜひもう一度防災計画については、一部見直しをお願いしたい。防災についてはそういうことで検討のお願いを何点かしておきたいと思いますが、総務課長、検討できますか。

〇議長(野中嘉之君) 中里総務課長。

[総務課長(中里重義君)登壇]

○総務課長(中里重義君) お答えいたします。

避難場所、これは広域の避難場所の確保ということでありまして……

[「検討できるかできないか」と言う人あり]

- ○総務課長(中里重義君) ただいまのご指摘については検討していきたいと思います。
- 〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。
- ○2番(今村好市君) よろしくお願いします。

次に、新庁舎建設については、今回の議会において何名の方からか一般質問出ておりますので、簡単にしたいと思います。

待ちに待った収用事業の認定についても、2月21日に認定がおりたということで、用地確保がもうできる 段階になってきております。用地確保については一番大事な基本でありますので、長引かないような形で地 権者としっかり交渉した上で、用地確保を短期間のうちに終わすと、こういうことが大事だと思っておりま すので、ぜひ不動産鑑定をしっかりして、用地単価を決めて、早い時期に用地確保していただくと。それと 同時に建設準備に向けて、きのうもさまざまな議論がありましたけれども、早い時期に建設委員会を立ち上 げ基本設計をしっかりつくるということで、基本設計ができないと、費用の問題、さまざまな今度は規模の 問題、中身の問題が議論できませんので、ぜひその辺については早い時期にやっていただきたいと思います が、企画財政課長、どうでしょうか。 〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 今申し上げたような心意気で頑張っているところであります。人数にも限りがありますし、そういう意味では精いっぱい早くやって、おおむねこのくらいという計画は、きのうおとといですか、議論で出た範囲内でできると思っています。

- 〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。
- ○2番(今村好市君) 次に、子育て支援事業、これについて質問いたします。

施政方針の中で新規事業として今年度予算に盛り込まれておる小学校入学時、第1子については2万円、第2子については3万円、第3子については5万円という形で、児童が就学するときに支援金を出すということで、今までずっと議論されてきた子育で支援が一歩先に進むのかなと私も認識しております。そういう中で人数の問題ですが、予算を立てる上においては、全体予算で400万円と話を聞いておりますが、入学時の中で第1子については町内どれぐらいなのか、第2子が何人ぐらい、第3子が何人ぐらいという、概算の人数で結構ですのでお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 小野田福祉課長。

[福祉課長(小野田博基君)登壇]

○福祉課長(小野田博基君) それでは、お答えいたします。

第1子につきましては、65名から67名ぐらいです。第2子につきましては50名ぐらい、第3子については 20名ぐらいということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。
- **〇2番(今村好市君)** ぜひその辺については、漏れのないような形でしっかり、予算が通った後、該当する世帯等についてはお知らせして、いわゆる入学時の支度金みたいなものですから、できるだけ早く支給するというのが効果があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それともう一点、前にも子育て支援計画を今策定中だと思いますが、そこで検討願いたいというのが、一時的に支援をする部分と、継続的に支援ができる部分ということで、これは10年ぐらい前から教育長ご存じだと思いますが、教育の一つの基本理念といいましょうか、知育、徳育、体育というのがありまして、これはずっと歴史的に教育界では、その3本の柱を子供たちにしっかり身につけていただくということで、教育の基本になっております。ところが10年ぐらい前に食育というのがそこに出てきております。その知育、徳育、体育を支えるものが食育であるというのを国も打ち出しております。食育については、いろいろな手だてを国もしてきております。

板倉町については、食育について、学校給食は給食センターではなくて自校式でやっておりますので、一つの群馬県としても食育のモデルの地域としてずっと進められてきております。そういう中、反面、給食費の滞納問題が都市部においては非常に問題視されてきております。板倉町については、給食費の滞納はゼロだと思っておりますが、そういうことを考えると、やはり毎月四千二、三百円の給食費を払うというのも、非常に少子化の中では厳しい状況がありますので、前にも提案した第2子以上の、今子供たちが330人ぐらい町内いると思いますが、給食費については1,600万円ぐらいだと思います。その2分の1、第2子以降の

2分の1については、何らかの手だてが必要としたほうがいいのではないかという提案をしておきました。 これについては、その財源についても後で説明したいと思いますが、その辺についてぜひ子育て支援計画の 中で議論していただければありがたいと思いますが、どうでしょうか、福祉課長。

〇議長(野中嘉之君) 小野田福祉課長。

[福祉課長(小野田博基君)登壇]

○福祉課長(小野田博基君) 子育て支援計画の中、今年度アンケートをとらせていただいているのですが、 その部分についてはアンケート等はとっておりません。ただ、今議員さんおっしゃられるとおり、第2子以 降ということでございますので、そういったことを十分に踏まえ、26年度子育て会議を開いて、計画を作成 していく中で、委員さんと十分協議しながら、27年度の計画に向けて進んでまいりたいと思います。 以上です。

[「財源は、後で私なりの提案をさせていただきます」と言う人あり]

- ○福祉課長(小野田博基君) はい。
- 〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。
- ○2番(今村好市君) 次に、心と体の健康増進事業、これについては、説明ではおたふく風邪予防接種の補助等を含めて、今回補助の拡大をするということで考えられているようですが、今年度の予算を見ても、医療と介護の特別会計の予算が32億3,000万円ぐらいです。町全体の予算が53億円ぐらいですから、医療と介護にかかる費用については、町予算の6割ぐらいの予算規模になってきております。これはなかなか高齢化社会、少子化社会の中で歯どめがきかない部分でありますが、ぜひ予防医療、予防介護、予防接種もそうなのですが、そういう面においてこれから町は力を入れていかないと、この医療、介護の予算が、場合によっては町全体の予算に匹敵するぐらいの予算になってくる可能性もありますので、今から予防医療、予防介護については、重点的に力を入れていく必要があるのかなと思うのですが、健康介護課長、どうでしょうか、見解。
- 〇議長(野中嘉之君) 落合健康介護課長。

[健康介護課長(落合 均君)登壇]

〇健康介護課長(落合 均君) 確かに議員さんおっしゃるとおり、国保、後期高齢、介護保険、各特会の予算を足し上げますと非常に大きな数字になります。確かにこういった年々増加しておる、国保については来年度は若干減額の見込みなのですが、介護についても増えております。そういった中で、おっしゃるとおり予防医療、予防介護に力を入れるというのは、当然重点施策ということで考えておりまして、予防医療ということで、健診というものも非常に重要だと思っておりますので、昨年の反省点も踏まえまして、健診の機会を増やしていただくという対応は来年度考えております。また、介護予防等につきましては、すぐに結果が出ない部分はありますが、介護予防教室等、そういったものに積極的に取り組んでおりますので、また26年度につきましても引き続き重点的に頑張ってまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。
- **〇2番(今村好市君)** 確かに健診、大事です。最近は2人に1人ががんにかかる可能性が非常に高くなったというような報道もあります。このがんについては医療費が莫大にかかるのです。個人の負担もそうなの

ですが、国保、いわゆる保険者負担、これは莫大な費用負担になります。そういうことで国もがんの検診については、50%目標でがん検診の受診率を上げたいと、一生懸命やっているのですが、残念ながら上がらないのです、がん検診の受診率が。実はこの間の補正予算にも減額補正が出てきておりますので、これは町民の意識の問題もあるのですが、なかなかこれを上げていくというのは難しいのです。

がん検診、きのうも出ましたけれども、早期発見することによって、今医療技術かなり進んでおりますので、がんにおいても治る可能性が非常に高くなってきております。早期発見するには、がん検診を受診していただくということが最初かなと思いますので、がん検診、これでがん検診受診率が上がるかどうかはわからないのですが、ひとつがん検診を思い切って無料にしたらどうなのかなと。その財源をはじいて見ると、今の受診率ぐらいでいくと、二百五、六十万円でがん検診が無料化できてしまうのです、これは受診率が上がってくれば上がってくるほど負担が出てくると思うのですが。

50%目標ですから、対象者の50%ががん検診を受けたとしても、恐らく300万円か400万円ぐらいで無料化できてしまうのかなと思うのです。無料化したから、がん検診の受診率が上がるかというと、必ずしもそうではないのですが、一つのきっかけとしては考えてもいいのかなと思いますが、財源裏づけもありますので、先ほどの給食費と同じ、財源の確保問題については、後で議論させていただきますが、課長、どうでしょうか。

○議長(野中嘉之君) 落合健康介護課長。

「健康介護課長(落合 均君)登壇]

〇健康介護課長(落合 均君) がん検診の個人負担につきましては、実は26年度の予算査定の中でも、今個人負担で800円頂戴しているものが多ございます。その中で近隣等を見ますと、500円とか1,000円まで差はあるのですが、500円のワンコインに引き下げができないかということで、担当課としてはそういったことも提案させていただいたのですが、財政等々の調整の中で、来年度については現状でという形になりました。また、今後財政等には要望等してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) よろしく引き続き検討をしていただければと思っております。

次に、道路整備計画ですが、これについては提案要望にとどめておきたいと思います。陳情道路、七十数件あった道路についても、町の積極的な取り組みにおいて非常に整備されてきておりますので、前にも提案しました。この辺で要望陳情道路をやるのが精いっぱいの時代から、町の骨格となる道路計画をきちんとつくる時期かなと思います。それを痛切に感じたのは、国が経済対策を一昨年、昨年出してきましたが、町についてはそれに乗れる事業が非常に少なくて、公営住宅の一部が乗っただけの話でありまして、あけてみたらば、意外と道路整備に使っている市町村が多かったような気がいたします。そういうことを考えると、やはりしっかりした道路計画を持っておくことによって、国、県の動向を見て、乗れるものについては積極的に乗って、補助金、交付金をもらって整備すると。特に板倉町については、財政的にそれほど豊かではありませんので、そういう事業をうまく組み合わせてやることによって、今までの倍ぐらいの、場合によっては事業の可能性がありますので、ぜひ道路計画については、前にも提案してありますので、進めていただきたい。特に小中学校の通学道路について、歩道、もしくは自転車道の整備がこれからは大事な時期に来ていると思いますので、その辺も含めてお願いしておきます。

それと、次に農業活性化対策事業、これについてはきのうも質問がありましたが、国が進めている農地の中間管理機構、これは板倉の場合は、単なる農地だけを流動化して集積するということではなくて、施設園芸が中心の町でありますので、今農業者の高齢化に伴って農業施設、いわゆる園芸施設が非常にあいてきております。そういうまだ十分使える施設が相当あると思いますので、ちょっと手を加えることによって使える施設については、ぜひ後継者対策も含めて、新規農業者が、農業をやりたいという人に貸し付けると、初期投資が施設については莫大にかかってしまうので、新規農業者がやりたくても何千万円も施設に投資するのは、非常に難しい状況でありますので、そういうことも中間管理機構の中で、ぜひ私はやっていくことがいいのかなと思いますので、その辺と。

この間の雪の被害、この間も質問させていただきましたが、90%を国と県と町で持つということで県の予算が173億2,200万円と報道されました。実は今日恐らく県に、板倉町の被害額等について1億6,000万円何がしを持って行っているのかなと思いますが、ぜひこれについてはいろいろ議論があるところでしょうけれども、国がそういう方針を出した以上、やはり漏れのないような形で一番末端の行政としてしっかりと申請し、国、県の補助金を受けて、農業者がまた安心をして農業を継続できるような対応をお願いしたいと思います。この2点について課長の見解をお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、お答えさせていただきたいと思います。

中間管理機構の関係でございますが、ここのところなかなかはっきりした答弁ができなくて、申しわけない状況ですが、まだ全体的な像というか、考え方がはっきり伝わっていないというのが現状です。もちろん農地を集めて、それを集積する、もしくは担い手に貸すというのが基本的な考えでありますから、そこにあわせまして、当然施設の関係も並行して、確かに町はそういう部分が今多くなりつつありますので、取り入れて進めたいと考えております。

それともう一点、大雪の関係ですけれども、本日12日までということで、県に確定報というものを出すのですが、昨日までいろいろ詰めておりまして、いろいろなところからまた、後々うちもこうだった、うちもこういう状況なのだよという連絡が入ってきますし、昨日も農協から何件か新しい情報も入っているという状況ですので、確定するというのがなかなか難しい状況ではあります。とにかくこの段階で一度確定しようということで、今取りまとめをしております。全体で260件ぐらいの数字になっておりまして、これはまだ今日中ということですので、今日また最終的に取りまとめて数字を出させていただくという状況です。

当然この中には、先ほど議員さんがおっしゃられました10分の9という、農家1割負担と目指した部分の事業について対象になるものも当然あると思いますので、そういう方々にはきちっとお知らせして、必要な手続をとりたいと考えております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) そういうことで、新しい国の事業ですので、国、一律に考えていますから、その市町村、市町村でそこに独自の考え方をしっかり入れて、それが有効に活用できるようなことを町としても努力していく必要があるのかなと。

雪の被害について被覆材もということになりますと、かなりまだ申請されていない人もいるのかなと、そういう情報が入ってきて、では、うちもかなという人もあると思いますので、いったん締め切るということでしょうけれども、これは県とも調整を含めて、だらだらといつまでというわけにいかないと思うのですが、ある一定の期限において、後から出てきたものも、救えるものについてはぜひ救っていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。企業誘致、商業施設の誘致については、きのう議論されておりますので、1点だけお聞きしたいと思います。今引き合いが5区画、10社交渉中ということで、1社については具体的にも進んでいるということもありますので、この業種がわかりましたら、それはちょっとやはりまずいよということであればいいですが、業種ぐらいはいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

〇産業振興課長(山口秀雄君) 製造業でございます。

[「製造業も幅が広いのだけれども」と言う人あり]

- ○産業振興課長(山口秀雄君) 工業機械の製造ということでございます。
- 〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。
- ○2番(今村好市君) わかりました。きのうの議論の中に、価格の問題、地盤の問題、労働力の問題、何とか解決できるのは、場合によっては価格については、少し下げられるのなら下げれば買い手がつく。地盤の問題については、やはりなかなか難しいところがあるのですけれども、ちょっと金をかければ、場合によっては解決すると、問題はやはり労働力だと思うのです。きのう鶏か卵かの話を町長しましたけれども、実は大学を誘致するときに、こういうデータをつくった記憶があるのです。平成元年当時、群馬県人口が200万人、では板倉町を中心にした30キロ圏内、いわゆる通勤通学ができる圏内にどれぐらいの人口があるのかなと、約300万人ぐらいの人口がそのときありました。やはり企業を誘致するということは、その周辺、いわゆる群馬県だけの話ではなくて、板倉町周辺の人口の動向、もしくは企業の立地状況、そういうものを基礎データとして町はしっかりと持っておくことが大事だと思います。

そういうことも、もう当然やっていると思いますが、そういうデータを企業にしっかりと渡して、企業は 企業で分析するでしょうが、そういうものをちゃんと持っているということも、町としては誘致に弾みがか かってくると思いますが、産業振興課長、その辺はどうでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 当然、今村議員が言われたレベル程度のものは、当然提供を既にしております。もっともっと深いものまで、これだけのものを環境状況から含めて地面の、いわゆる地下の状況、あるいは30キロ、60キロ、100キロ圏、県内から県外まで含め、そこへどういう商業施設があるかとか、どういう会社があるかとか、全て調査させて、相手の企業が求めれば、あるいは時には求めなくても、どうせうそはばれてしまいますから。ということで、担当の遠藤からしっかりとした情報提供をさせております。したがって、町が幾ら美辞麗句を並べても、進出する企業は相手が判断することですから、なかなか厳しい競争にさらされているというところはあります。

先ほど、例えばニュータウン事業の話もされましたが、私も今村当時の企画課長から、300キロ圏では、300キロではない60キロ圏ですか、300万人。だから間違いなくニュータウンの事業は成功するというような話をされたのを記憶しておりますが、現状はなかなかそういう現状でありますので、それらを、いわゆる誘致する側ではなくて誘致される側は真剣に考えて出てくるわけですので、そう甘くはないと認識しております。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) 当然やっているということで、もっと深いデータについては、ぜひ後で議員協議会でも結構ですから、提示して、議論させていただきたいと思います。

次に、新エネルギー促進、これについては1点だけ。実は太陽光エネルギーを中心とした補助事業が中心だと思うのですが、ある人からこういう相談を受けました。私も農業者なのですが、一定の年齢が来ておりますので、後継者がいないから、介在農地、いわゆる集落周辺の農地については、太陽光発電を農協と相談して設置したいといって、農業委員会の産業振興課だと思うのですが、相談に行ったら、ここは転用は認めないという話が出たのですが、国も県も介在農地については、もう積極的に、場合によってはそういう太陽光、メガソーラーについては農地転用を認めるという方向なのでしょうけれども、板倉町、もしくは群馬県については、なぜそれが認められないのか、その1点だけお願いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 農地転用にかかわることでありますので、太陽光につきましては、確かに以前は基本的には転用の目的としては相ならぬというようなことでございました。昨今、太陽光につきましては、一つは農地をそのまま利用して、その上に太陽光を設置するというやり方も一つありまして、そちらについては一時転用という形で基本的には認めていくというような方向で出されております。それと県内につきましては、町内にも当然農地で今現在までに太陽光を設置したいという方の申請がございまして、それにつきましては、当然甲種、1種という田んぼの広大な土地の真ん中につくるというわけにはいきませんが、それ以外の例えば2種とか、そういうものについては、その状況に応じて許可しているということですので、現在は基本的に全てだめだよという形ではないという状況です。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) その辺については再度検討していただければと、後で細かい点についてはお話ししたいと思います。

利根架橋、観光については先ほども出ていますし、合併についてはなかなかい進まない状況ですので省略したいと思います。

教育行政についてお願いしたいと思います。これについては教育長にお願いします。今年度、26年度の教育行政重点施策については、町としては南小学校の屋上の整備とか、そういうハード部分については聞いておりますが、特にソフト部分、学校の使命である学力向上、少子化に伴う学校区の再編整理、きのうも話がありましたが、国が進めております教育委員会制度の改革、これがある程度具体化してきていまのすので、今後そういうことが進むことによって、市町村教育委員会はどう変わっていくのか、その3点についてとりあえず教育長の見解をお願いします。簡単で結構です。

〇議長(野中嘉之君) 教育長、鈴木優君。

[教育長(鈴木 優君)登壇]

〇教育長(鈴木 優君) 3点、まずは学力向上というようなことにつきましては、昨年の結果を経まして、各学校、細かい指導、それを練って、この4月1日から含めて実施していくということです。もちろん4月22日に新しい学力テストがありますけれども、それに向けて、目の前にぶら下がっていますから、早いところ対策を練るというようなことで実施している最中であります。

それから、教育委員会の件につきましては、この後の推移を見ないとわかりませんけれざも、どちらかというと、その権力といいますか、権利が教育長に移行するといいますか、そんな内容ですけれども、私自身は本町におきましては、町長、非常に冷静に見てくれています。要するに政教分離といいますか、その分において考えを持って対応してくれております。私は今後は、例えばその機構そのものが改革となったとしても、考え方そのものは以前と変わらないということで、スムーズに運営されていくのではないかと思っています。

再編につきましては、きのうお話ししましたように、これから検討委員会を立ち上げて、そして方向性を 見定めたいと考えています。現在そのためのつなぎとしまして、南小、あるいは北小の子供たちの手当てを しているということで、これをまた4月1日以降、行事の中に、授業の中に組み込んで、そして手当てして いくという計画であります。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) 学力向上については、一朝一夕にはいかないということがありますので、いろいろなものがかみ合わさって、結果として出てくるという部分がありますので、ぜひ親の期待というのは、やはり基礎学力をしっかりつけてもらいたいというのが、学校にお願いする一番だと思いますので、引き続きお願いしたいと。

それと、教育委員会制度、変わったとしても、板倉町については、やり方も含めてですが、そんなに変化がないと、変わらないで公平、民主的に教育行政の独立性をやはりしっかりと重んじてやっていけるということでありますので、安心しております。

それと、学校区再編の以前の問題として、先ほど南小と北小の合同授業なりいろいろな行事も含めてですが、教育長、小規模特認校制度というのはご存じですか、それ検討したことありますか、それちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 教育長、鈴木優君。

[教育長(鈴木 優君)登壇]

〇教育長(鈴木 優君) 特にそれは検討しておりませんけれども、いわゆる子供たちが選択するということですか、学校そのものを。ちょっとその辺につきましては私、検討してありません。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) まさにそのとおりなのですが、統廃合する前段として、全国的に学校区を、今は認可をもらって、違う学校区に行く場合は教育委員会の許可が必要だとか、いろいろあるのですが、特認校を指定することによって、その学校については保護者が選べると、学校を選べるよということの制度です。これは非常に難しいところもあるのです。特に小学校については通学の問題だとか、いわゆる板倉町の中で極端に少ないところが2校ありますから、できるだけ多いところからそちらの学校に行ける人は行ってくださ

いよという制度なのですが、そこにはかなりの特徴を小規模校が持たないと難しいという部分もあるのですが、近隣では、足利市が中学校3校やっています。それと、高根沢町が小学校……

[何事か言う人あり]

○2番(今村好市君) 栃木市ね、はい。

近くでもあるので、全国では68校、両方合わせて80校ぐらいなので、まだそんなにはやっていないのですが、並行して、場合によっては検討する価値があるのかなと思いますので、ぜひ先進地等を、近くにありますから見ていただいて検討していただければありがたいなと思っております。その辺、簡単にお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 三、四カ月前でしょうか、そういう話が出たときに、栃木市のホームページにもまさに載っていまして、教育長にそれをしっかりと見るようにということで、見ていただいていると思います。 栃木市などに行って、市長ともその話を私も突っ込んでしているのですが、去年から試行的にやっているけれども、やはりうまくないということで難しさもあるようです。ただ、広くいろいろな制度があるということで、そういう方法もあるのだということを研究することは、これは重要ですから、ということで私からそういう議論はありました。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

〇2番(今村好市君) どっちみち再編成しても、では来年からという話にはなかなか難しいところがありますので、一つのメニューとしてそういうものを出してみて、場合によってはどうなるのかなと、それでもなかなかうまくいかないから、最終的には再編成かねということも含めて、段階的にやはり、すぐできるものがあればやってもらったほうがいいのかなと思います。お願いしておきたいと思います。

次に、消費税の関連についてお願いします。国は4月から消費税3%上げるということについて、アベノミクス、町長は余り評価していないようですが、いずれにしても経済対策を国は打ってきているわけです。今回消費税が3%上がるということにおいても、景気が沈静化しては困るということで、経済対策出してきております。特に公共事業については、1兆円規模の経済対策を出してきておりますが、12月の議会においても、国、県の動向を見定めて、できるだけ町もそういう国の制度にうまくのれるものについてはのって、財政的に対応したほうがいいでしょうという話をしておきました。その辺についてどのような取り組みをしたのか、企画財政課長、お願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 25年の国補正の関係ですが、好循環実現のための経済対策事業ということで、5兆円規模の事業を国としては取り組んでおります。その件に関しては、当然各課局に資料を提供しています。その中で取り組める事業として、各課できちんと検討していただいているというようなところです。その結果、中学校のトイレ環境改善改修事業と、これは国の事業ですけれども、国営附帯県営農地防災事業、この2事業が該当するという結果となっています。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○2番(今村好市君) 内部で一生懸命精査して取り組んでもらったと思いますので、評価したいと思いま

す。できれば道路等も公共事業、何とかなる部分があればなと、その辺については今後の課題かなと思います。

もう一点、消費税の増税によって、市町村においても地方消費税交付金というのが増額されるということで、12月の議会のときに企画財政課長から5,000万円から6,000万円と増税される、町の収入が増えるのではないかという話をお聞きしたのですが、予算書を見てみますと1,200万円なのです。この差は何かの勘違いか、間違いか、その辺から最初お願いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 12月の一般質問におきまして、次年度の地方消費税交付金については、1%から1.7%に上がる、つまり1.7倍になるという推測から、また消費税の納税時期を考慮しても、おおむね引き上げ分の2分の1相当は増額になるであろうという答弁をし、6,000万円弱の増税、増えるという答弁をしております。しかしながら、その後総務省からの地方財政対策、もしくは地方財政計画等を見ますと、国としては地方消費税については12.7%しか上がらないという見込みを組んでおります。それを踏まえまして、本町については9.5%増の1,200万円の増というところで計上しています。12月の時点では、これが総務省からの情報がない時点で、単純なる推計値として申し上げたというところですので、ご了解いただければと思います。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○2番(今村好市君) 先ほどの子育で支援と予防医療の財源に、ぜひこの1,200万円を充ててもらいたいなということで、先ほど提案しました。これの理由については、市町村も住民も消費税3%上がるということについては、国が大義名分で社会保障費を充実させますよということでありますので、当然地方に交付される地方消費税交付金については、市町村においても、額が少なくても社会保障である福祉、子育て、医療、こういうものにぜひ重点的に投資して、町民が納めて、消費税が増えてもやむを得ないよねというような、国も県も市町村も形をとっていかないと、ただ国はいつになったってやらないよと、県もやらない、町もやらないよと、それでは何で消費税だけ上がるのかねという話になってしまいますので、ぜひ、先ほどの例えばの例ですが、給食費、第2子以上2分の1を補助したとしても800万円ぐらい、がん検診無料化しても300万円ぐらい、両方合わせて1,100万円、400万円も、場合によっては今年の政策で第1子から3子までに支援金を出すということも含めたとしても、一千五、六百万円で済む話ですので、ぜひこれについては、やはり町民に対して消費税が上がったということに対して町は、国はこれからいろいろなものを出してくると思うのですけれども、町についてはこういう施策に、その消費税増税分については充てますよということをぜひ説明する必要があると思いますので、その辺検討していただくことが大事だと思います。最後に、時間がありますので、町長お願いします。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

〇企画財政課長(小嶋 栄君) 今般の地方消費税の引き上げ分につきまして、総務省の見解といいますか、 考え方を申し上げます、これは重要なことですので。この0.7%部分、引き上げ分につきましては、全て社 会保障費関連の事業に使いなさいと、充当しなさいということが地方税法で規定されております。そういう 点では、全てその財源を明確にして社会保障関連に使いなさいということになっております。しかしながら、 国はこの消費税増税分につきましては、全て地方交付税の算定基準であります基準財政収入額に100%組み 入れるという見解でございます。となりますと、当然基準財政収入額が増えるということは、地方交付税が 減るということになりますので、財政的には本町にとってはなかなか効果が出ないのではないかという財政 の考え方でおりますので、その辺はご了解いただければと思います。

[「財政の話はそれだけで、町長、どうですか」と言う人あり]

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 町民選挙目当ての町民への公約であれば、あれもただ、これもただというのは、非常に結構なことだと思います。しかし、今の町民はそんなにレベルが低いとは思っておりません。ただ、財政豊かなところでは、例えば給食費の問題等も配慮しているところもありますし、あとは例えば一番困るのは、町として困るのは、一番小さい村が群馬県で言うと上方のほうで、たった5人か6人の小学生に、全てただにしますよみたいなものをやられると、大きい自治体は全く対応できませんし、うちの町は小さいほうですから、時によれば対応する場合もあるしという、非常にそういう、町単独で果たしてそういうものを、例えば明和さんや近隣市町村とも相談しながら、財政豊かでもないのになぜあんな勝手な政策をやったのだろうとか、いろいろありますので、前向きにはやはり福祉は充実するほうがよろしいと思います。ほかの部分を一生懸命削りながら、さりとて削れる部分と削れない部分もありますので、いろいろ意見交換も近隣等も含め、板倉が上げれば多分隣も同じような政策をとっていく、それが果たして方向性としていい方向なのかどうなのかといういのは、自治体それぞれ責任もありますので、そういう横の話し合いも含め、今村議員の貴重な提言とも受けとめますので、検討はしていくということで差しおきたいと思います。

- ○2番(今村好市君) どうもありがとうございました。
- ○議長(野中嘉之君) 以上で今村好市君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開します。

休 憩 (午前11時20分)

再 開 (午前11時30分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告7番、延山宗一君。

あらかじめ申し上げます。延山宗一君の一般質問は12時を過ぎると思われますが、ご了承ください。

[5番(延山宗一君)登壇]

○5番(延山宗一君) 5番、延山です。 2日目の最後のバッターでございます。通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

子供たちが健康な心身を養い、豊かな人間性を育むために、学校、家庭、地域とで連携し合い、取り組む ことが食育の一歩であり、また、始まりでもあります。国が定めた第2次食育推進計画、11年から15年にな るわけですが、この5年間に達成すべき目標値を上げ、必要な施策が示されております。それには食育の推進や生活習慣病の予防、食卓で家族そろっての食事など、共食を通じた子供の教育が柱となっておるわけです。この必要性で伺えることは、食育という言葉の認知、非常に高くあり、また、食育ボランティアの数も目標に近づいている状況にあるとも言われておるわけです。食育の推進に向け、1年ごとの工程、管理と評価などの細かな対応が大切となっているわけで、食育を浸透させることは、各機関、地域ぐるみの取り組みが欠かせないわけです。農業関係者も含めた中で特性を反映させた計画をつくり、進めていくことが求められています。

本町の食育推進計画の状況について伺います。この食育につきましては、先ほど今村議員からも若干触れたわけですが、またその辺についての推進の計画をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 落合健康介護課長。

[健康介護課長(落合 均君)登壇]

〇健康介護課長(落合 均君) ご質問の食育推進計画の策定と本町におけます現況につきまして、お答え申し上げます。

食育推進計画につきましては、先ほどお話ございましたが、食育基本法におきまして、市町村は食育推進基本計画、都道府県でも食育推進計画を作成しておりますので、国の計画、また都道府県の計画、県計画を基本として、市町村の区域内における食育の推進に関する施策、食育推進計画を作成するように努めなければならない、努力義務ということでございますが、そういった規定が食育基本法に規定されております。食べることと健康づくりは非常に密接なつながりがある、基本的なことということから、町内の市町村の策定状況を見てみますと、健康増進計画に食育推進計画を含めて策定している場合や、健康増進計画と食育増進計画、その2つを合わせて策定している場合が半数以上となっております。

それで、本町の状況でございますが、平成18年に策定しました板倉町健康増進計画、その中で「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康づくり」などの6分野、6つの分野を計画の柱として位置づけております。しかしこちらの計画、健康増進計画の中で、栄養・食生活の食育に関しては、特に特化した部分の内容とはなっておりませんので、さらに充実した内容とさせるために、平成26年度を目途に食育推進計画を含みます板倉町健康増進計画、第2次となりますが、こちらの計画を策定したいと考えております。

なお、この新たな計画策定に向けまして、基礎資料とすべく平成24年、25年の住民健診の際に受診者の皆様に対して、食事、運動等に関するアンケートを実施させていただいて、町の皆さんの状況を把握させていただける基礎データを収集しています。

以上が現状でございます。

- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- **○5番(延山宗一君)** この計画につきまして、増進計画ということでのお話がありました。それぞれの中で推進が図られているということがわかるのですけれども、またこれにつきましては、学校における実施計画含めてお伺いしたいと思いますが。
- ○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

〇教育委員会事務局長(根岸一仁君) 食育に関する学校関係の計画ということですけれども、初めに基本

法ができてから、板倉町におきましては、平成13年度からこの取り組みを始めてまいりました。基本法の中にもありますように、本基本法がまずできたときに、何を目的にやるかということがあるかと思いますが、特にその中で学校教育が受け持つ部分というものがありまして、それが大きく2つほどあります。1つは、朝食をちゃんと食べない子供がかなりいたということで、それを減らしていきましょうというのが1点です。それと2つ目が、地場産の農産物、この活用をしていきましょうということで取り組んできた経緯がございます。現在各学校におきましては、食材提供の会という会がありまして、地元の方々から賛同者を募りまして、食材を可能な限り納入していただきまして、学校給食に取り入れてつくっております。またそれと同時に、顔が見える農業ということも含むと思いますけれども、子供たちが地元の農産物に対する考え方、知識、そういうものも改めて栄養職員を中心としまして、教育を実践するという内容になっております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 学校における食育ということで、これにつきましては朝食を済ませてくる、そういう調査の中で、また地場産を使うという計画が進められているということですけれども、それぞれの学校での対応もしているということです。ただ単に朝食をしっかりと食べるということを進めはしたものの、実際果たしてどの程度それが実現されているかということは、教育委員会とすると把握しているのでしょうか。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) ただいまの朝食の調査ということですが、正確な調査等は行った記録は持っておりません。ただ、子供の様子を見た段階で、教員が顔色であるとか、あとは体調の関係とかを見て判断しておりますが、幸い板倉町の場合は、朝食を食べてこない子というのはごく少数と聞いております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

〇5番(延山宗一君) そうしますと、しっかりとしたデータは把握はされていないということでしょうか。 家庭における朝食、これは日本で1日3食の習慣ができたのは江戸中期以降ということが言われているわけです。昭和20年代、3度の食事がなかなかままならない時代の中で、今は腹いっぱい食べられる社会になっておるわけです。しかしながら、生活時間がばらばらで朝食を食べない人が増えているということは、データそのものに出ているということです。

朝食は本当に大事なことだということはわかります。午前中の活動のエネルギーのもとにもなる。また、集中力を保つためにも欠かせないものだということです。また、あわせて記憶力も増してくる。また、かむことも、これも大事だということです。かむことによって脳の活動を高める効果もあると、非常にいいことづくめなのですけれども、果たしてそれが結果としてあらわれなければ、絵に描いた餅になってしまう。当然これにつきましては、小学校、また中学校、いろいろな学年の対応もあるかなと思うのです。しっかりとこの確認をしなければ、皆さん方が今後の対応ができないと思います。

この朝食のことに関しては、小学校家庭における食事の取り方の調査確認ということを今後していく中で、 集計結果は早い段階で皆さん方にも、また我々にも聞かせていただければと思いますので。

また、食育基本計画の中で、最重要課題ということにもなっているのかなと思うのです。資料を見ますと、 調査全体の結果が、家族と一緒に食べる回数が週に10回という結果が出ているということです。朝食を1人 で食べる人、小学5年生で15%、中学2年生で34%、高学年になるほど非常に高くなってくることです。そういうことはやはりいらいらもしてくるし、心身に非常に影響も与えてくるということになるのかなと思うのです。やはりしっかりとした実施計画の中で早急に調べていただければと思うのですけれども。

それと、この今回の食育の中で、食育プログラムというものもあるのかなと思うのです。というのは、子供たちは家庭の中での生活の中で、食育効果を科学的に分析し、食を通じて、子供たちがどう変化するかと、その結果をこれは数値化するスーパー食育スクールというものがあるかと思います。これにつきましては、制度の導入が検討されて、また進められているということですけれども、それの取り組みにつきましては、当町とするとどんなふうに考えているかお伺いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 食育に関する指導ということになるかと思うのですけれども、特に教科としてこれがあるわけではございませんので、一つは何かの教科の中でそういったものを教えていくということと、もう一つはやはり給食の時間ということになるかと思います。まず1点目の教科を通じてということで言いますと、これは統計的なものになってしまうのですけれども、一番多く行われるのは理科の時間と群馬県内ではなっております。当然当町におきましても、理科の時間を使って、教科的には指導しているということになるかと思います。それともう一つは、一番大きい給食の時間、この時間に栄養士から今日の献立のお話であるとか、そういった食に関する考え方を教えていくと、そのような計画で現在は行われております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) そうしますと、まだその指定は受けていないということと、進めることは、まだ全然その前段に至っていないということで受けとめてよろしいでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

- **〇教育委員会事務局長(根岸一仁君)** 議員のおっしゃるとおりでございます、現状といたしましては。
- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- ○5番(延山宗一君) このスーパー食育スクール、非常に当町の子供たちにとってもプラスになるのかなと思うのですが、当然指定を受けるということの中で、大変差も出てくるのかなとは思うのです。この辺の近隣の町とすると、その取り組みについては、取り組まれている学校はあるのですか。
- ○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

- **〇教育委員会事務局長(根岸一仁君)** 現在情報としては聞いてはおりません。
- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- **○5番(延山宗一君)** 近隣でも指定を受けていないということですけれども、これにつきましては、食育基本法の中でうたわれてくる、当然実践もしていく、また他町に先駆けて取り組むことも必要ではないのかと思いますので、十分検討していただければと思っております。

それと、学校給食の関係に入らせていただきたいと思います。学校給食の地元食材の活用ですけれども、

食育推進計画が掲げる、これは肝いりの施策だということです。食育に求められることは大量であると、学校給食が。そしてまた均質な食材でなくてはならないということになります。量と質が均一なものであり、また地域的なものもあるのですけれども、やはりしっかりとした納入先、また食材がそろわなくてはならないということですけれども、本町の学校給食はどのような方法で対応しているか、お伺いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

〇教育委員会事務局長(根岸一仁君) ただいまのご質問で確認させていただきますが、これは食材をどのような方から提供していただいているかということでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 大まかに言いまして、先ほども述べましたけれども、一つは給食食材提供の会という、町民の方ですね、これが各学校に組織されていますので、そこからが一つです。もう一つは、一番大きい分量になりますけれども、群馬県に学校給食会という財団法人がございます。ここから入れます。それと、同じく群馬県内で関東食品株式会社という大きい卸の食品会社がありますが、そこから。それと、あと主に野菜が中心になりますが、そのほかの先ほどの提供の会以外からの野菜につきましては、町内の業者、それと町が関係します季楽里から納入させていただいております。

この中で、特に野菜関係、米を含めてですけれども、野菜関係につきましては、米と野菜がこの提供者の会から大体、米は全部ですが、野菜は大体1割程度、残りの9割は先ほどの町内業者、それと先ほど一番大きいと言いましたが、学校給食会と関東食品につきましては、主食となりますパン、それと麺類、それと牛乳とか、その他調味料、そういったものが納入される形になると思います。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) ただいまの食材の会とか、それぞれの食材を扱っている業者さんから納入されるということですけれども、この食材の会というのは、どういうメンバーで構成され、納入されているのか、食材の会というものの立ち上がりはどうできているのでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) まず初めに、食材の会の立ち上げ関係の手順ということになるかと 思うのですけれども、これは各小中学校ごとに、それぞれの地区の方にまず募集お知らせをしております。 当然学校の子供たちを通じてチラシとか、あとは学校から行政区の方々へということで全世帯へお知らせしまして、そこから米とか野菜、提供できる方を募集しております。

現在、例えば東小学校ですと会員が3名、西小学校が6名、南が5名、北が9名、板倉中学校で12名、ダブる方もいますが、全体では35名の方にご協力いただいております。年に何回か各学校ごとで打ち合わせの会議とか価格について、また納入の量についてなどということで、その都度打ち合わせをさせていただいております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

〇5番(延山宗一君) 35名の生産者から提供されているということですね。この品物というのは農家さんから提供されるのは、時期、要するに旬の中で、とれるときには一斉にとれてしまう、量が非常にだぶつく

といいますか、とれたよということになろうかなと思うのですけれども、そういう調整はどのように今されているか、それともその使う量を、その振り分けしながらされているのか。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 食材の量につきましては、まず最初に年間の使用量ということで、 品目とその量を大体学校の栄養士が算出しております。それに対して、どの品目がどのぐらい出せますかと いうことになっておりまして、ちなみに、漏れる食材もあるかもしれませんけれども、主に品目でいいます と、米を含めて26品目ございます。そのうち現在食材の会からは14品目、これは小中学校全部合わせてにな ります。それを納入していただいております。

議員がおっしゃるように、やはり旬のもの、時期的なものということで、大量にとれるときもあれば、全くとれないときもありますので、その辺の、とれないときは、先ほど言いました業者の方から、とれるときにつきましても、年間の使用量を、目安を出しておきますので、それに合わせるような形で出していただく形をとっております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 調整しながら利用するということで結構かなと思うのですけれども。この食材については、当然ボランティアで無償でという方もいるかもしれない、また有償、その状況の中の価格を決めて支払いするということになるのかなと思うのですが、当然時期、状況によっての価格があると思うのです。その辺につきましての価格の設定はどのようにされているでしょうか。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 価格につきましては、当初初めに品目、それと値段の単価を会議のときに提示させていただいております。その価格につきましても、主にJAになるのですが、JAの農産物価格を参考にしながら価格を決めるようにしております。とはいっても、あくまでも生産者と学校との協議で若干の値段の上下は出てくるということになるかと思います。それと、すべてこれにつきましては有償になりますので、無償のボランティアの提供者はございません。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 有償ということがわかりました。野菜にしても米にしてもそうですけれども、毎日毎日変動するわけです。当然品質にも価格差が出てくる。季楽里さんなら季楽里さんの品物に応じた価格ということになるのかなと思うのですけれども、一つの目安が農協、先ほどは農協さんだと言いましたよね、それは当然一日一日の値段の違いも出てくる。また、そういう状況の中で農協さんが値段をつけて、季楽里さんが値段をつけたという価格で納入するということは、小売価格で入れていると、ボランティアさんといいますか、提供する方の品物、本来ですと、生産された農産物というのは市場へ出して、市場から流通経路を通って小売店へ行く、小売店から買うというと、それは消費者価格になるわけですけれども。当然生産者価格、細かいのですけれども、生産者価格があり、消費者価格がある。そういう価格が出てくるわけですけれども、ということは、小売価格で買い取っていると、要するに、入れてもらっているという受け取り方でよろしいのでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 価格の関係につきましては、まず食材の会の方からは、生産者の価格で入れてもらっています。業者の方からは小売価格で入れてもらっておりますので、野菜の全体量を、先ほども申しましたけれども、学校によって若干ばらつきがあるのですが、大体1割ぐらいが提供の会からです。 9割程度が業者の方からということを考えますと、全体から考えると、小売価格で買っている状況が近いのかなと、実態的には思います。

それと、値段が毎日野菜は変動ということですが、確かにそうですけれども、それをやっていますと、支払いも大変学校複雑になってきますので、例えばキャベツの契約栽培ではありませんけれども、当初値段を固定させていただきまして、それで年間を通すと、固定価格でお願いしております。

- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- **〇5番(延山宗一君)** 野菜につきましては理解しました。それと、野菜と非常に多く使う米ということがあろうかなと思うのですけれども、当然1割程度の方から入れていると、野菜については。この米ということも当然出てくるのですけれども、それにつきましてはどのようでしょうか。
- ○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

- **〇教育委員会事務局長(根岸一仁君)** 米につきましては、当初申したかと思うのですが、全量、提供の会の方からいただいております。ですから、板倉産の米を100%使っております。
- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- ○5番(延山宗一君) 100%地域の方から提供を受けていると、非常にいいことかなと思うのです。そうしますと、先ほどのお話にもありましたように価格ということかなと思うのです。米につきましては、価格の設定もやはり細かく話しますと、いろいろなランクもある、品種もある。そういう中で、価格の設定はどういう状況でつけられているか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

- **〇教育委員会事務局長(根岸一仁君)** まず、米の種類ですけれども、これはコシヒカリということで限定させていただいております。一番おいしい米になるかと思います。それと、価格につきましては、市場価格を参考にしまして、今年度につきましては370円ということで、提供者の方と協議を行い、決定しております。
- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- ○5番(延山宗一君) 協議しながら決めているという中で、コシヒカリが370円で入れられたということですけれども、この金額ですと比較的高額かなと、安価ではないなという感じがするのですが、やはり地域の方から入れてもらうということは、当然今一般米の金額になるのですけれども、約200円、キロ当たりにすると200円で入ります。200円か230円。今回370円で入れているということですけれども、そういうことと、また品物によっては、例えば果たしてコシヒカリかなと、これは疑うことは切りがないのですけれども、そういう中で持っていく、子供が食べるのだからどうせわからないと。これは推測ですけれども、そういう中、

どのように対応されていますか。なかなかわからないですか。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) この件に関しましては、やはり地域と学校との信頼関係ということが基礎になると思いますので、一々検査して、これは例えば品種が違うとかそういうことは行っておりません。ただし、精米していただいて、例えば10キロ単位で持ってきてくださいというようなお願いができます。 なぜかというと、給食調理員の方は女性ですので、例えば20キロ、30キロということで1袋になってしまいますと、扱いが大変ですので、その辺の細かい注文も含めて価格の設定、なおかつ品質に関しても信用しているという状況であります。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) なかなか色もついていない、名前もついていないのでわからないところ、それは当然わかります。しかしながら、子供たちが安心して食べられるものを届けてもらうと、提供してもらうということかなと思うのです。そこの辺につきましても、確認をとりながら、今後また入っていきますけれども、トレーサビリティの関係につきましても、しっかりとしたものを踏まえた中で、入れてもらわなくてはならないかなと思うのです。

この食材ということは、今非常に残留農薬が騒がれてきております。やはり本来ですと、基準値内の農薬が使用されることであるわけですけれども、先日野菜について残留農薬、また使用基準外の農薬が検出されたという新聞が出されたのですが、そうしますと、市場からのいただいた商品については、しっかりと検査されたものが入ってきているわけですけれども、農家さんから提供された品物になってくると、非常にその辺のところが未確認のものもあるのかなと思うのですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) まず、この前話題に出ました残留農薬の関係の対応ですけれども、 春菊から農薬が検出されたということで、板倉の学校給食はどうかということですぐに調査しましたが、幸 い春菊は使用しておりませんでしたので、その関係は大丈夫でした。それと、農薬関係をどうやってチェッ クするのかということになるのかなとは思うのですけれども、先ほど答弁で申しましたように、食材提供の 方が35名、ダブる方もいますので、実質は32名なのですけれども。32名の中で農協へ出荷している方が27名 おります。ですので、普通に考えれば、27名の方は農協の基準に合った農薬、それと管理をやっていただい ているのかなと思っております。問題となるのは残りの5名、各学校1名ずつになるのですけれども、こち らの方につきましては、そこまでの基準が果たしてされているのかということを考えますと、ちょっと難し いところもあるのかなと現在は思っております。

今後、学校では現在納入に関しまして契約書か、もしくは約束事ということで、簡単な内容ですけれども、そういった農薬の関係だとかを中に盛り込んでおりますので、そういう取り決めをしながら、その5名の方につきましては、これ例えばですけれども、わかりやすい記録簿的なものを、特に農政関係の職員等と協議、検討しまして、何か簡単にうまく記入ができるような記録簿をつくると同時に、そういったものに十分注意してくださいということで、協力をお願いするようなことが必要かなと思っております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 簡単な記帳でその品物を納入してもらうというのは、ちょっと心配かなと思うのです。今の一般の農家さんからトレーサビリィをもとにちゃんとシートを提出して、その品物を納入するということが義務づけられているということで、安心して提供できるという商品を出しているわけです。簡単なものをチェックして出すということは、これはもちろん信頼関係もあるのですけれども、幾らでも書けると、幾つかかけたものを適当に、極端に言えば書けるということかなと思うのです。ですから、疑えば切りがないのですけれども。一番家庭菜園で栽培しているほど危険度は高いと思うのです。やはり市場出しをすることは、やはりチェックもされます。以前、四、五年前に春菊が、規定外の薬剤使用で新聞に出ました。今回また再度出たということ、そういうだめですよというのにかかわらず、再度またかけて、新聞に出てくるということなので、一定の検査をするというのはわかっていても出てくるということ、検査しない、確認しないということは、より検査がないからいいやとかと安易になって、指定外の薬を使う可能性というのは非常に高いのかなと受けとめるのですけれども。

ボランティア的に提供してくれることはありがたいのですけれども、やはりその辺のところもしっかり確認しながら、提出を求めて、子供たちに安心して提供できるものを提供すべきだなと思います。少しだからいいやでは済まされないなと、ちゃんとした根拠を持っての品物納入に当たってもらわなくてはならない。また、これ野菜だけではないと思うのです。これは米についても当然同じことが言えると思うわけですが、それについてよろしくお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 議員おっしゃるとおりかと思いますので、食の安全ということは非常に大切ですので、量の大小ではなくて、その辺は十分今後も対応するように努力したいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) ですから、今後しっかりとした根拠の中で書類の提出を求めるということをお願い したいと思います。

これは進めていく中で、先ほどは農家から生産された品物についてお話をしたわけですけれども、今度は業者の関係についてお伺いしたいと思います。各学校、それぞれ業者さんを定める、また学校によっては同じものが入るのかなと思うわけですけれども、一括納入なり、品目別なり、業者を選定しながら入れられているのかなと思うのです。食育計画の中で国産品使用の割合を、食材の商品ベースで15年度には80%以上に目標を掲げているわけですけれども、12年度は77%から、1年に1ポイントずつ上がってきていると、国産品を使えということになっております。地場産の使用割合が25%から30%以上にするということです。地場産から賄えるものは何が何でも地場産なり国産なりを使うということです。これはもちろん食料の自給率の問題、また食の安全保障にも関心があると、またこれは高まっているということにあるわけですけれども、当町の目標としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

〇教育委員会事務局長(根岸一仁君) まず、ご質問の中で2つほど分けてお答えしたいと思うのですけれ

ども、一つは業者の関係です。議員がおっしゃいましたように、国産率を今後、現在77%でしたか、それから80%に高めるということに関してですけれども、一つの基準的なものとしての考え方なのですが、例えば食料自給率はカロリー計算でいっています。では、今回の学校給食、何をベースにするかといったときに、いろいろあるかとは思うのですけれども、量、重さということでちょっと考えさせていただくということを前提としていただきたいと思います。業者の中で納入しているのは、主にパン、それと小麦、麺です。それと調味料関係ですが、その原料を考えますと、パンの小麦はほぼ100%近く外国産になっているかと思います。それと、麺につきましても、小麦ですので、かなりの高い数字になっているかと思います。それと調味料、みそとかしょうゆとか、そういうものも大豆が原料になっていますので、そういう意味では国産のものではないとは思うのですけれども、学校給食の中に使う割合ということを考えますと、特に板倉は米が大きい部分を占めますので、ほとんど国産のものになっているということで考えております。

それと、2つ目の地場産の関係ですけれども、小学校におきましては、米を含めまして大体三十数%が地場産になっています。それと、中学校では四十数%が地場産となっておりますので、特に米が大きい部分を占めていると思うのですけれども、板倉につきましてはかなりの部分が地場産で、現在も賄われていますし、これからもなるべくその比率を上げたいとは思っていますが、野菜関係はなかなか地場産、提供の会から入るのは少ないのですが、業者、季楽里だとか地元の業者は、地場産、どこまで地場産というか、板倉でとれたのが地場産かわかりませんが、その辺で対応したいと思います。

- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- ○5番(延山宗一君) それと、町長にお伺いしたいのですけれども、地元の食材を非常に使っているということを踏まえて、一言お伺いしたいと思います。
- 〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 先ほど延山議員の質問で、細部にわたって実態が見えてきたということで、そこまでは私自身も承知していない部分もあるという部分も聞かせていただいて、大変勉強になりました。納入価格の問題、特に米などについては、少なくともボランティアということでもありますから、適正な範囲内で年決めなり、年2回ぐらいの価格の決めをすべきだし、あとは最も心配なのは、いわゆる薬害とか農薬汚染の問題、先般も北小で米から虫が湧いたという問題がありまして、急遽大変な騒ぎになりました。該当者に一斉に通知を差し上げて、気をつけるようにと。

ですから、人によってはまさに延山議員が言われるような、常識をお持ちでない方もいるやもしれないという判断がどうしても立ちます。したがって、私自身も既にその時点で農薬、あるいはそういう品質管理も徹底せよと、一番教育的価値がある食育の中で、一番危険な食材を提供している可能性が高いということは、どういう角度から見ても、言えないことはないということも含め、大体教育なんていうのは、おれ一言でけりつけてしまいますから、美辞麗句だけ並べて実態は、さっきのアンケートすらとっていないということですから、さっきもすぐとれと言いましたけれども。

そういうことで、非常に真剣に取り組まなくてはならない問題だと思っております。したがって、今日の 討論を踏まえ、担当部局もしっかりと眉毛を直して、それでも足らない場合は私から、不介入、教育は独立 しているといっても、そういう部分については、当然町民を代表する私の立場もありますので、しっかりと 指導してまいりたいと思っております。答えになりますか。

[「はい」と言う人あり]

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 時間も進んでおりますので、農業関係に入りたいと思います。

今年を初年度としまして、40年以上続いてきた米の生産調整が見直されます。農政の大改革となるわけですけれども、新たな米政策がスタートされるわけです。14年度に当たっては2つのポイントがあると思っております。1つ目のポイントとして、5年後をめどに目標としている需要に応じた生産、その取り組み、特に飼料米ばかり注目されているわけですけれども、加工米を含み、産地交付金の活用、地域における振興作物の定額交付金の上乗せなど、安定した需要が求められているということと、また2つ目のポイントとして、生産数量が26万トンも削減をされる中、作付面積が超過となれば、価格は当然下落をするということです。飼料米につきましては需要がないと、買わないということになるようでございます。過剰作付を防ぐためにも、初年度の対応が重要、加えて安定した所得の確保が必要となります。減反廃止という言葉を使うことによって、農家の不安が高まる一方となっております。行政としての対策をどう考え、また行政としての対策、対応するか、お伺いしたいと思います。新たな米政策についても伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、新たな米政策ということで回答させていただきたいと思います。 ただいま議員がおっしゃられましたように、生産調整がもう廃止という方向で基本的には進んでおりまして、それに向けて26年度から新たな政策が入ってきているという状況でございます。生産調整を廃止するということは、今まで国から米の配分という形で行ってきたものがなくなるということに相なるだろうということですが、実は引き続き国では、そういう販売の実績だとかそういうデータを調整、調べまして、それは情報として今後も流していくということは変わりがないということを伺っています。

ただ、いずれにしましても、今までみたいな形でより具体的に、例えば群馬県が米をつくっていい面積は幾つですよと、それを受けて県から町に、板倉についてはこれぐらいつくっていいですよというような内容については、いずれ廃止になるというようなことになろうかと思います。今年度はそういう意味では、もうこと数年その配分というのは相当減ってきておりまして、今年は板倉につきましては配分が5,732トンということで、昨年に比べて237トン減っているという状況になっています。これはトン数でありますので、それを面積に換算するということですが、1反当たり500キロという基準の反収からしますと、1,152ヘクタールという面積になります。これも昨年から比べて52ヘクタール減っている。これを配分すると、一律配分という形で、先日総合農業振興協議会で基本的にこの方針が決定づけられたということになります。そうしますと、全体の53%、水田面積の53%は米をつくっていいよという今年度の動きになります。

今後ですが、それに伴いましてさまざまな政策等、名前が変わったり、それから交付金の額が変わったりというものはあるのですが、基本的には極端にがらっと変わったものではありませんので、その辺はその作物、特定の作物、地域で守れる作物だとか、担い手へ集積すると、こういうことにより重点を置いた、要するに実態に即したという形での変更になっていると考えておりますので、これらを農家の皆さんにわかりや

すく説明していきたいと考えております。

具体的に先ほど議員さんもおっしゃいました飼料米というものなのですが、これがクローズアップされているのですが、昨年までは10アール当たり8万円という額でして、それを農家さんの頑張りによって、要するに努力して、たくさん量をつくれば、その分だけお金を渡しますよというのが今回の一つの特徴です。そういう努力をしたものについて、交付金を集中していくという一つのあらわれかなと思っています。裏を返せば、作物がとれなかったという場合は、逆に交付金が下がるということも当然ついて回ることですので、その辺も含めまして説明したいのですが、飼料米については確かに板倉町については取り組みがほとんどないと、農協さんも飼料米については今回は取り組む予定はないという状況ですので、基本的には加工米に重点というか、町もそれについては助成しながら進めていきたいと考えております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) わかりました。1町つくっている農家さんが53%ということで、5反3畝しかつくっては悪いのだよと、あとはほかのものをつくれということでの指示が出るということ、非常に年々厳しくなってきているのかなと理解できるのですけれども。年々この農業政策、複雑化してきているのかなと思うのです。今年度は非常に戦略作物の推進、あとは水田フル活用ビジョンの基礎をつくっての取り組みということでの対応が打ち出されるということなのです。

先ほどのお話では、加工米が一番ベストなのではないのかなということも伺ったのですけれども、当然加工米に取り組むにもやはり難しさも出てくる。当然町の指導とすると加工米ですけれども、その加工米だけでなく、今後いろいろな取り組みもあろうかなと思うのです。それについて町はどのような対応をし、指導していくかということをお伺いしたいのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 生産調整の一番の可能性というのが、今までずっといろいろな作物を、米にかわる作物をということで進めてきたのですが、なかなかこの水田地帯という状況になりますと、やはり米にかわるものというのがないのが現状です。小麦を団地化して取り組んでいるという部分もあるのですが、一番有効なのは、同じ水田に同じ米をつくって、その行き先が、使い方が変わる方向で、要するに転作としてカウントするという加工米、もしくはその飼料米という方向が、一番町に合っているものかなと私自身は考えております。今のところその飼料米という動きがなかなか出てこない中で、そちらの方向も当然検討しなくてはならないのですが、現在実績のある加工米を中心に進めていきたいと現在のところ考えております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 今の農業者、所得が非常に不安定です。過日の大雪、本町にも影響があり比較的壊滅するほどの被害は若干少なかったわけですけれども、例えば被害に遭った、この被害の方にはお見舞い申し上げるわけですけれども、農家の場合には、ハウスの中に作物がつくってあって、例えば被害に遭うと、その日から所得がゼロになるのです。普通一般の企業の製品とは違うところが、そういうところにもあるのかなと。そして収入がゼロ、しかしながら支払いについては、もちろん油にしても、例えばいろいろな生活品も含めて支払いは待ったなしということになってくる。農家ということは自然災害に対して非常に弱いと、打つ手がないということなのです。

今回国、県も含めていろいろな救済措置として対応してくれている。こう聞きますと、非常に農家さんは 恵まれている、農家さんはいいのではないのと、新しいハウスつくるにも1割負担でできる。まさか恵まれ ていると思うかもしれませんけれども、自分でつくった品物、生産物が、自分で値段をつけられない、相手 方に値段をつけてもらう、そして買ってもらう、そういう形の農産物と、非常にそれを含めて弱さがあると いうことです。

農家が生き残っていくためにも、やはり所得の確保ということが大事かなということです。農業者、また 若手、次代を担う後継者が自信を持って農業に打ち込めるような政策が求められると思っています。

最後に、あと時間が2分ということで、町長の考えをお伺いして終わりたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) どっちにしても困ったものだなと思っています。今言ったそういう仕組み、根本が一単独町では変えられませんし、また農業の位置づけそのものも、日本の産業の中で、例えば自動車産業を守るために農業を犠牲にするとか、見方によってはいろいろな、国そのものの存立の流れの中で決まってくる部分もあるということで、非常に困っています。そういう流れの中で、先ほど今村議員の中にも話が出ましたが、例えばハウスがあいているのだったらハウスを貸し借りができるような、例えばそういう紹介制度をつくったらよろしいとか、具体例はあるのですが、そんなものは役に立たない時代なのです。需給のバランスで借りる人、やりたい人がいれば、自分で探して、あいているハウスを見つけて貸してくれと、普通そういう動きになるのです。制度をつくろうが何だろうが、そんなレベルではないのです、現実論として。そういう意味で、後継者対策を積極的に打つといっても限りがあるという流れの中で、何だか暗い話きりできないのですけれども。

そういう意味では、制度をうまく利用して、乗って頑張っていただくか、あとは制度に真っ向から反論して自力でやっていただくかという、皮肉な言い方をすると、国の進めた制度に農政に限っては、乗っていくと、大体最後はツケが自分に降ってくるということも農政上は言われておりますので、それすら難しい私も判断していますが、制度にいち早く乗って、みんながその制度を熟知する前にはやめてしまうとか、個人的にはいろいろな考え方あるのですが、いずれにしても個人の立場ではございませんので、後継者対策に力を入れるということでございます。その後継者対策についても、魅力をどういう形で感じるかということも含め、立派に、ほんの一握りですが、先進農業、あるいは人を使っての雇用農業も含め、違う展開もあるということも含め、年何回かそういう先進地の視察も含め、だから勇気づけ、動機づけ、それから現実を見せ、それで果たして何人残っていただくかと。このような状況にしたのは誰だということです、日本の農政。農林大臣ががたがた言ったって何もならない。ということで、非常に私も農業者の一人として、口ではみんな立派ことを言うけれども、結局は踏み潰してきたではないかということの総論的きり言えません。申しわけございません。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(野中嘉之君) 以上で延山宗一君の一般質問が終了いたしました。

一般質問の全てが終了いたしました。 ここで昼食のため暫時休憩いたします。 再開は午後1時30分といたします。

休憩 (午後 0時31分)

再開 (午後 1時30分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

○議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

〇議長(野中嘉之君) 日程第2、議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第4号)から日程第5、議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)までを一括議題とし、この4議案につきましては、予算決算常任委員会に付託されておりますので、これより予算決算常任委員長より審査結果の報告を求めます。

荻野予算決算常任委員長

[予算決算常任委員長(荻野美友君)登壇]

〇予算決算常任委員長(荻野美友君) それでは、予算決算常任委員会に付託された事件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定によりまして報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第4号)から議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)までの4件であります。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる 審査を行いました。細かな内容につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただき ます。その結果について申し上げます。

議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第4号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算 (第2号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、報告終わります。

○議長(野中嘉之君) 以上で予算決算常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算決算常任委員長の審査報告に対する質疑を行います。

最初に、日程第2、議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第4号)の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑なしと認めます。

次に、日程第3、議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の審査報告 に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑なしと認めます。

次に、日程第4、議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の審査報告に 対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑なしと認めます。

次に、日程第5、議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙 手願います。

[挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙 手願います。

[挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。 討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙 手願います。

[挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙 手願います。

[挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○散会の宣告

○議長(野中嘉之君) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、14日には総務文教福祉常任委員会と産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査 を行います。

17日から20日までの4日間は、予算決算常任委員会を開催し、平成26年度各会計予算の審査を行います。 25日の最終日には、本会議を開き、予算決算常任委員会の審査結果に基づき、予算を決してまいります。 本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 1時38分)